

令和 6 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和6年6月

第434回長野県議会(定例会)会議録(第3号)

令和6年6月26日(水曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	観光スポーツ部長	加 藤 浩
副 知 事	関 昇一郎	農 政 部 長	小 林 茂 樹
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	林 務 部 長	須 藤 俊 一
企画振興部長	清 水 裕 之	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘一郎
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
県民文化部長	直 江 崇	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部こど も若者局長	高 橋 寿 明	財 政 課 長	新 納 範 久
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 長	武 田 育 夫
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	米 沢 一 馬
産 業 政 策 監	山 田 明 子	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	小野田 博 通
		監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千鶴子	総 務 課 主 査	池 田 光
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 任	東 方 啓 太

令和6年6月26日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）おはようございます。改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

農業法人の倒産増加への対応について質問いたします。

大幅な円安や価格高騰による影響は、あらゆる分野に及んでいます。農業分野においても、円安や資材、飼料、燃料の高騰などの影響は大きく、全国では、農業法人の倒産件数が、令和4年度は76件、令和5年度は82件と、2年連続で過去最高の倒産件数を記録しました。

県内でも、キノコ生産企業の倒産増加が報じられるなど、例外ではありません。キノコは県の特産品であり、地場産業化しておりますので、影響は小さくないと推察いたします。一例でキノコを取り上げましたが、県内の農業法人における円安や価格高騰の影響をどのように捉えていますか。

コストの増加により、農業生産は厳しい状況が続いています。消費者物価指数の上昇に賃金が追いついておらず、買い控えなども目立つところではありますが、農業生産者が農業を継続し、保全できる取組は必要と考えます。

長野県が誇る果樹や野菜、米といった農産物や加工品の生産を持続的に推進し、観光客やイ

ンバウンド、移住者にもファンの多い長野県の各地に点在する様々な味覚や伝統食などを長野県が守るべき食と農と位置づけ、どのように振興を図っていくかは、大きなテーマであります。食と農を守る観点から、課題と対策について伺います。以上を小林農政部長にお尋ねします。

次に、カーボンニュートラル施策と長野県らしいまちづくりについて伺います。

2050年ゼロカーボン達成に向け、県は様々な施策に取り組んでいますが、県の報告では、エネルギーを利用部門別に分けたエネルギー消費割合の36%が運輸部門、23%が産業部門、17%が業務部門、残りの23%ほどが家庭部門とのことです。

特に、家庭部門は、建築物に関わるエネルギー消費が多くを占め、建築物の対策が求められますが、ゼロエネルギー住宅、ZEHと言われますが、県内の普及状況を伺います。また、信州健康ゼロエネ住宅の補助事業は、要件が分かりにくく、施主への説明が大変との声もあるため、補助事業の取組状況と県民への周知の観点から、現状と課題について新田建設部長に伺います。

国は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、令和3年10月1日に建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定め、施設の木造化、内装等の木質化を推進しています。県議会でも、条例策定に向け、検討調査会を開き、県産材の利用促進の議論を進めております。

長野県は、全国2番目の量が存在する伐採適期のカラマツをはじめ、杉、ヒノキ、アカマツなどの森林資源が豊富にあり、建築物の木材利用需要が県内の林業・木材産業の振興や県産材の利用推進につながるが大いに望まれるところです。

しかし、長野県の木材出荷量は、約50年前のピーク時の昭和45年には121万立米、このうち建築用材は74.7万立米だったものが年々減少し、平成22年頃に木材出荷量が約10万立米、このうち建築用材は約6万立米とピーク時の約10分の1となっており、その後、昨年までほぼ横ばいです。住宅着工数が減る中、中小の製材工場の頑張りで維持している状況です。県としての周知、人材確保・育成、木材加工施設の整備等、具体的に県産材の利用を促進する対策について、須藤林務部長に伺います。

長野県は、重要伝統的建造物群保存地区の指定が全国で2番目に多く、7地区が指定されており、そのほかにも伝統的な建造物が現存する地区や古民家等が数多く存在しています。

ちなみに、この重要伝統的建造物群保存地区の指定地区が一番多いのは石川県であり、本年元日に発災した能登半島地震では、その一つ、黒島地区に大きな被害がありました。本県でも、同じような災害発生時は、大きな被害を受け、伝統的な町並みの再建が困難になることが懸念されます。新築に限定せず、長野県らしい景観を残しつつ耐震化や省エネ化を進めることも必要と考えますが、どのような対策が考えられるでしょうか。新田建設部長にお尋ねします。

さらに、長野県らしい風景を生かした持続可能なまちづくりを進めることは若者や移住者の共感を得られると考えますが、今後のまちづくりについて御見解を阿部知事に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には2点御質問をいただきました。

まず、資材高騰などによる農業法人への影響についてのお尋ねです。

今年に入り、県内でも複数の農業法人の倒産が報じられており、その主な要因としては、コロナ禍による需要の減少や資材等の価格高騰に伴う資金繰りの逼迫などが挙げられます。現在、需要が回復基調にある一方で、資材等の価格はいまだ高い水準にあり、こうした状況が長期化した場合は経営への影響も懸念されるところでございます。

次に、資材高騰などに対する課題と対策についてのお尋ねです。

主な課題といたしまして、資材価格高騰分が生産物価格へ転嫁されにくいこと。為替相場の影響で価格が高止まりしている燃料は今後も輸入に依存しなければならないこと。畜産粗飼料などの資材は国内生産量が減少していることなどが挙げられます。

このため、生産コストを的確に価格へ転嫁する実効性のある仕組みづくりを国に要望するとともに、新聞紙面などを活用して生産現場の実情などを消費者に伝え、価格転嫁への理解醸成を進めているところでございます。また、省エネ施設・機械の導入支援、畜産粗飼料の生産基盤の再構築、化学肥料に代わる緑肥作物の利用拡大などに取り組んでいるところでございます。引き続き信州農畜産物の持続的な生産と魅力ある食の確保に努めてまいります。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県内におけるゼロエネルギー住宅、いわゆるZEHの普及状況と信州健康ゼロエネ住宅の取組と県民への周知について質問をいただきました。

県内における令和5年度に新築されたゼロエネ住宅の数は、昨年4月から義務化された省エネ性能の届出・報告制度から推計すると約7,000戸であり、全体の約6割となっています。ZEH住宅の割合を引き上げるため、県では、ZEH水準以上の省エネ性能を有する信州健康ゼロエネ住宅の普及に努め、最大200万円の助成を行っております。

なお、県産材の利用に関しては、信州健康ゼロエネ住宅助成金の令和5年度の実績として、当該新築住宅の1戸当たりの県産材使用量は平均13.6立方メートルであり、使用木材の半分以上は県産材が使用されております。

信州健康ゼロエネ住宅は、これから住宅を建てる方にとって、初期費用は高くなるものの、光熱費が削減され、経済的優位性があることから、支援制度や事例紹介などを含め、様々な媒体により県民へ広く情報発信しております。さらに、地域工務店に対しても、昨年度作成した

Z E H仕様書による研修会を実施するなど技術の普及向上を図っているところでございます。

現在、県では、Z E H水準の義務化に向けた検討を始めており、ゼロエネ住宅のさらなる普及が必要となっております。分かりやすい情報発信を行い、県民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し、普及に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、伝統的建造物や古民家など長野県らしい景観を残しながらの耐震化や省エネ化の促進について御質問をいただきました。

伝統的建造物や古民家等は、建築基準法などの関係法令が施行される前に建設されており、その多くは現行基準の耐震性能や省エネ性能を満たしていない状況です。一方で、このような伝統的建造物が残る地区や古民家などは、観光客や移住者を呼び込む貴重な地域資源となっております。

重要伝統的建造物群保存地区でもある塩尻市木曾平沢地区にある住宅については、町並みの風景を損ねることなく信州健康ゼロエネ住宅のZ E H化リフォームを行った事例もあり、ウェブサイトで紹介しているところです。

また、先日輪島市へ行き、朝市通りが焼失した状況を見てまいりましたが、県内の伝統的な町並みを守らなければならないとの思いを強くいたしました。県においては、耐震及び防火対策を重点的に行う地域について市町村と協議を行っているところであり、今後の支援策について検討を進めてまいります。

議員御質問の伝統的建造物や古民家等についても長野県らしい景観を残しつつ、市町村と連携し、耐震化、省エネ化が進むように取り組んでまいります。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君） 県産材の利用推進に係る県の対策についての御質問でございます。

まず、県としての周知でございますが、県産材の利用を進めるためには、県民が実際に木の温かみやよさを感じられるようなきっかけづくりが重要となっております。県民が利用する施設での木材利用や身近な製品を木に変えるウッドチェンジへの支援を通じてそうした機運の醸成を図っていくとともに、住宅フェアなどのイベントでも積極的にアピールをしてまいります。

人材の確保育成に向けては、木曾谷・伊那谷フォレストバレーの取組の一環として、県林業大学校や技術専門学校などが連携して将来の木材産業を支える人材の育成に取り組めます。また、木材産業の若手経営者と連携して次代を担う技術者のネットワークづくりを支援するなど、人材の確保定着につながる取組を支援してまいります。

県産材の加工流通体制の整備につきましては、大都市圏で需要が高まっている耐火集成材等

の生産体制の強化など、木材製品の高付加価値化や生産性の向上に必要な施設整備に対して支援をしております。また、高い強度性能を持つ信州カラマツの特性を生かすため、県林業総合センターにおいて試験研究や人工乾燥技術の普及を進めてまいります。こうした取組を通じまして主伐・再造林を進め、森林資源の循環利用につながる県産材の利用を促進してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には今後のまちづくりについての見解という御質問を頂戴いたしました。

伝統的な町並みや建造物、こうした町並み景観は、本県の魅力の一つであり、雄大な自然景観と相まって長野県の魅力を増大させていると考えています。

政府が出しておりますウェルビーイング指標を見ますと、自然景観、都市景観について、主観と客観の両面からの指標がありますけれども、主観指標においては、本県は都市景観、自然景観ともに非常に高い評価になっています。まちづくりを考える上でも、この景観をどう守り育てていくのかということは極めて重要だというふうに考えております。

本県では、妻籠宿、戸隠、下諏訪宿など各地で、歴史的な建造物の外観整備や道路の石畳舗装等地域の特徴を生かした魅力的なまちづくりが進められてきております。こうした魅力に引き寄せられて、若者も含めた多くの方々が国内外からお越しになられているという状況であります。

また、奈良井宿においては、本年4月に県とまちづくり支援に係る包括連携協定を締結いたしましたMINTO機構が出資するまちづくりファンドからの支援によりまして、地区の伝統的建造物であります昔の酒蔵を宿泊施設やレストランにリノベーションするなど、県内各地で歴史ある古民家に価値を見いだした方々が集い、活用を進める取組が行われています。

こうした中、県としても、魅力的な自然景観を生かすために、広域的な視点による景観保全・育成の推進を目指した新たな景観計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

魅力あるまちづくりをこれからさらに進めていくためには、地域の皆さん、民間団体など多様な主体と協働していくことが重要だというふうに思いますし、ハード整備と併せて、伝統、文化、風景といった地域の特色を有効に生かしていくことが必要だと思っています。このため、UDC信州によります公民学が連携したまちづくり支援やMINTO機構との連携を一層推進いたしますとともに、景観の保全にも努め、今後とも長野県らしい魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）近年、若い世代に昭和レトロというのが人気で、伝統的な町並み、懐かしさを感じる町並みは、若い人たちも引きつけます。観光資源として、インバウンド誘客や映画等の撮影により町並みの発信にも一役買うことが考えられます。魅力ある長野県らしい町並みの構築を願い、次の質問に移ります。

子育て支援の在り方について質問いたします。

6月5日に国が公表した令和5年の出生数は72万7,277人で、統計を開始した1899年以来最少となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新しました。こうした急激な少子化の進行への対策として、国は、昨年4月にこども家庭庁を発足させ、こども未来戦略方針を発表し、今年度様々な施策が打ち出されています。

県が行う子育て支援施策で特に力を入れている取組について高橋こども若者局長に伺います。

本来、子育ては多くの人の手を借りて行われるものであり、多世代同居が少なくなり、核家族化、共働き家庭が増え、子育てが親と子だけで、子育てにおける親子の孤立化が一層進んでいると見られます。育児の相談は毎日会う保育士さんだけという保護者や、本来親が主体となって取り組む子供の食事やトイレトレーニングなども保育園にお願いせざるを得ない状況があると聞いています。

認可保育園は、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき、養護と教育の両面から一体的な保育を行うこととされているなど、保育施設は保育に特化すべきであり、それ以外の部分はサービスとして分担されて提供されるべきと考えます。

現場の保育士さんからは、保護者からの過度な要望により保育士の負担が高まり、本来の保育に専念できず、疲弊して働き続けられないという声も聞かれます。保育士確保が厳しい状況の中で、保育士の離職を増加させないためにも、保育士の負担軽減策をどう進めていくのか、高橋こども若者局長に伺います。

目覚ましい発達段階にある乳幼児期には、手遊びや、歌を歌ったり、泥遊び、匂いを嗅いでみたりと、五感を使って遊ぶことが心身の発育を促す上で大切ですが、近年は、乳幼児にもスマホ、タブレットが与えられ、インターネット、ゲームなどに日常的に接する子供が増えています。乳幼児のインターネット等の利用状況について笹渕健康福祉部長に伺います。

少子化対策として、保育料や医療費の無料化など県は様々な施策に取り組んでいますが、冒頭申し上げたとおり、年々生まれる子供は減っています。経済的な面だけでなく、限られた子育て期間を楽しめることが必要です。地域の中で親がゆとりを持って子育てし、子育てを楽しいと思える環境づくりが必要ではないでしょうか。県が主体となって、子育てのやりがい、喜びを伝えたり、地域社会が関われるような子育て環境の整備を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。高橋こども若者局長にお尋ねします。

子育てしやすい環境を整えるため、県全体で、子育て応援券制度の導入やファミリーサポートセンター事業の充実など、民間のサービスも含めた地域で行う子育て支援サービスの充実が必要であると考えます。県外からの移住者も多い本県ですので、子育てしやすい環境をアピールできると考えます。県としてこのような子育て支援サービスの強化と地域で子育てしやすい環境づくりをどう進めていくのか、知事の御見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には子育て支援に関して三つ御質問をいただきました。

まず、子育て支援として特に力を入れている県の取組についてのお尋ねであります。

県が実施しております結婚・出産・子育てに関する意識調査では、理想の子供の数を持つことができない理由として、半数以上の方が子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げておりまして、子育てに係る経済的負担の軽減は、少子化対策の中で若者の希望をかなえるために重要な取組の一つであると考えております。

子育て支援につきましては、県と市町村が共同して取り組む必要があるため、昨年度、県と市町村との協議の場における子育て支援合同検討チームなどで子育て支援策の拡充について議論を重ね、幅広く検討いたしました。その検討も踏まえまして、令和6年度当初予算において、子育て家庭応援プランとして、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を拡充したところであります。

具体的には、国の無償化の対象外であります3歳未満児の保育料について、同時入所要件を設けることなく第3子以降無償化、第2子を半額とするなど、保育料の軽減の拡充を行ったほか、子ども・子育て応援市町村交付金を新たに創設し、未就学児を育てている家庭を対象に、子育て支援サービスの利用料の軽減など市町村が独自に実施する負担軽減策を支援するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであります。今後も、引き続き市町村の皆様方とも十分連携を図りながら、子育て支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育士の負担軽減をどう進めていくのかという御質問であります。

保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを進めることは、保育士の確保及び定着を推進する上で非常に重要であると考えております。令和5年度に本県が実施した保育士・保育所等実態調査の速報によりますと、現役の保育士が働いている中で課題、悩みと感じていることは、発達に遅れのある児童への対応が最も多く約6割、次いで保護者への対応が約5割でありまして、これらが保育士の大きな負担となっていると考えております。

また、同調査におきまして、負担軽減策として職場において保育業務を支援するシステムが

導入されていると答えた保育士は約7割でありまして、そのうち6割がシステム導入により負担軽減が図られたと回答しております。

県では、これらの状況も踏まえまして、本年度、保育士・保育所支援センターにおいて、新たに職場の環境改善に取り組む保育所等に対する相談・助言、保育所のICT化のさらなる推進、保育補助者の活用促進などの取組をさらに進めていきたいと考えております。いずれの取組につきましても、市町村や民間保育所の理解、協力が不可欠であることから、様々な機会を捉え、保育士の負担軽減の重要性や先進事例の共有、また、先ほどの調査結果の共有も行いまして、県内保育所における保育士負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、子育ての魅力等を伝える取組や、社会全体での子育て環境の整備についてお答えいたします。

子育て世代が安心して子育てができる社会にするためには、企業や地域、団体等の様々な主体が子育てを応援する社会の実現に向けた機運の醸成や様々な支援策に取り組むことが重要と考えております。

県では、これまで、「いい育児の日」を中心に、子育てイベントの開催や子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大などを通じて子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図ってまいりました。今後も、令和6年3月に改定した長野県若者・子育て世代応援プロジェクトを市町村と共同で推進するとともに、長野県将来世代応援県民会議のネットワークなどを活用してこどもまんなか応援サポーター宣言を呼びかけるなど、多くの市町村や企業などを巻き込み、具体的なアクションにつなげてもらうよう取り組んでいきたいと考えております。

また、子育ての魅力等を伝える取組としては、これまでも、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って発信するための子育て川柳の募集を行うとともに、結婚し、子育てすることのよさ、楽しさなどを伝えた上で、人生をどう選択して生きていくのかを自ら考えてもらうためのライフデザインセミナーなどを開催しているところであります。

今後も、これらの取組の実施に併せて、子供の成長を感じたときの幸福感など子育てのポジティブな情報発信も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には乳幼児のインターネット等の利用状況についてお尋ねがございました。

令和5年度にこども家庭庁が行った青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、乳幼児のインターネット利用率は、ゼロ歳が15.7%、5歳が79.4%で、年齢が上がるにつれて

利用率が高くなっております。平成30年度と比較しますと、どの年齢においても利用率が上がってございました。

また、平均利用時間は、2歳で約106分、5歳で約111分であり、その利用時間の多くが動画視聴となっております。一方で、ほとんどの保護者が、自分の前でタブレットなどを見せたり、ルールを決めるなど、利用を管理している状況でございました。子供のインターネット適正利用に関しては、保護者にその重要性を認識していただき、適切な利用管理を行っていただくことが大切であると考えております。

小学生等については、現在、県でリーフレットなどによる周知を行っておりますが、乳幼児につきましても、今後、市町村、関係者等を通じて保護者への啓発を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子育てしやすい環境を整えるため地域で行う子育て支援サービスの強化をどう進めるかという御質問をいただきました。

子育て応援券制度やファミリーサポートセンターといった子育て支援サービスは、保護者のニーズやサービス事業者の状況等を踏まえ、市町村が地域の実情等に応じて実施しているものであります。こうした地域や御家庭の事情等に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの充実には、社会全体で子育てを応援していく上で大変重要だというふうに考えています。

そのため、県としては、本年度から、新たに子ども・子育て応援市町村交付金を創設して、市町村が地域の実情に応じて独自に行う未就学児がいらっしゃる子育て家庭を応援する取組を支援することといたしました。子育て応援券やファミリーサポートセンターの利用料軽減などにつきましても、この交付金を活用して実施することが可能となっております。

県としては、本交付金の活用を契機として、各市町村において子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービスの充実が進むよう、この交付金事業の取組事例を市町村としっかり共有するとともに、様々な場面で働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれに御答弁いただきました。

乳幼児のインターネットの利用は、国の調査で、1日平均100分を超えているということです。大人がルールを管理しているということではありますけれども、乳幼児は自分でメディア使用のコントロールはできないので、これはきちんと大人が考えてあげないといけないことだと思います。

また、県内の未就学児のメディア利用の実態や影響についてはこれから把握されるというこ

とですので、子供の発達に関連する重要なこととしてしっかり把握され、政策の検討に御活用いただきたいと思えます。

また、知事より、今年度創設された交付金事業についてその狙いを御答弁いただきました。親にとっては、子育て支援サービスは利用しやすく、事業者にとっては、やりやすい方法として活用されればと考えます。若い世代の方々が心から子育てを楽しめる長野県にしていきましょう。これで一切の質問を終わりにいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）私は、東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして一般質問を始めます。

国体が始まった1946年から78年が経過し、社会も暮らしも大きく変わった今、国民体育大会は、今年、佐賀県での開催から、国民スポーツ大会へと名称が変わります。4年後の本県での開催では、大会に関わる全ての人が、信州の山並みのように連なり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指して「信州やまなみ国スポ・全障スポ」と愛称が決まりました。

国スポ開催の運営経費は、県全体でおおよそ60億円から100億円規模の見通しで、大半は県が負担するとしています。開催地の過大な負担が問題となっている国スポ大会に関して、各地の知事から負担軽減を求める声が相次ぎ、全国知事会長を務める宮城県村井知事と日本スポーツ協会遠藤会長との面談を通じ、課題に対する意見が一致したというニュースが報道されました。

そこで、以下、質問をしてみたいです。

東御市では、今年3月に東御市準備委員会を設立、4月には市職員1名を配置して国民スポーツ大会推進室が設置されるなど、動き出しています。東御市での競技は、ボクシングとハンドボールです。会場となる施設の改修等、県との打合せが始まりました。競技会場となる施設や設備に対する補助など、開催地となる市町村への支援が必要と考えますが、支援状況を伺います。

施設整備のほか、市町村が競技会場を運営するために必要な、例えば宿泊施設やバスの手配等交通手段、医療体制等の確保について、県は市町村と共にどのように進めていくのか、伺います。

2028年信州やまなみ国スポでの天皇杯、皇后杯獲得に向けた競技力向上対策は、長野大会が決定した2018年から、準備期に始まり、育成期を経て、現在、事業の選択と集中である充実期に入っています。指導者の育成確保、そして長野県スポーツ医科学ネットワークのこれまでの取組状況について伺います。

昨年開催の鹿児島県国体開催に伴う鹿児島県への経済波及効果について、九州経済研究所の調査によりますと、806億円の経済波及効果があったと試算されています。反面、課題では、宿泊、交通、飲食など観光関連事業は、人手不足が続く中、コロナからの回復で需要に供給が追いつかなかったとしています。

本県では、信州やまなみ国スポの開催に当たり、長野県の地域経済の活性化や観光消費額拡大などどのように進めていくのでしょうか。

昨年（令和5年度）を初年度とし、第3次長野県スポーツ推進計画が策定されました。令和10年の国スポ大会を契機として、これまで以上に「する」「みる」「ささえる」スポーツを通じて、本県での大会終了後のスポーツ振興に私自身も大きな期待を寄せていますが、どのように高めていくのでしょうか。以上5点を加藤観光スポーツ部長にお聞きいたします。

最後に、阿部知事に伺います。

報道によりますと、国スポをめぐるっては、他県の知事らが廃止も含めて在り方を再検討する必要があると相次いで言及している中で、日本スポーツ協会では、2035年の3巡目から見直しを行うとしています。

開催自治体の経済面や人員面の負担は待ったなしの中で、知事は、知事会として問題提起をしながら、広く各都道府県の意見を集約した形で対応し、改革すべきものは早く改革するスタンスで取り組むとも述べられました。全国知事会国民運動本部長でもある阿部知事は、国スポの在り方についてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には5点の質問がございました。順次お答えいたします。

初めに、国スポの開催地となる市町村への支援についてでございます。

国スポの競技会の実施に当たりましては、市町村においても費用の負担が必要となるため、県として、市町村の負担を軽減し、開催準備が着実に進むよう支援を実施し、計画しているところでございます。

改修など期間を要する施設の整備につきましては、昨年度から競技会場となる施設を対象に補助事業を実施しております。また、例えば、競技用品の購入や仮設設備の設置など競技会を運営するために必要となる経費につきましても市町村への交付金としての支援をする方向で検討しているところでございます。

次に、宿泊、交通、医療の確保についてということでございます。

これまでの開催県の状況を見ますと、選手などの宿泊につきましては、宿泊の重複を避けることなどから、県と市町村が合同で手配をするということ。それから、選手などの輸送については、競合を避けるため、バスや運転手の確保は県が行った上で市町村にあっせんしているも

のもございます。また、医療体制の確保に向けた医師会との調整は県と市町村で共にしているといったようなことがございます。こうした取組は、県が主導して広域的に調整を行うことが効率的、効果的であると考えております。本県でも同様に実施ができるよう、市町村と役割分担をしながら進めていきたいと思っております。

三つ目でございます。指導者の育成と長野県スポーツ医科学ネットワークの取組状況についてということでございます。

国スポに向けた競技力の向上に当たりまして、指導者の育成確保、医科学サポートは重要であるというふうに認識しております。そこで、指導者につきましては、令和元年度からの5年間で、延べ200人に対しまして、各競技において国スポの監督となるための専門的な知識、競技力の向上につながる最新の技術の習得を支援しているほか、令和2年度からは、スポーツの実績などを踏まえた選考によりまして、8名が教員として採用され、既に指導者として活動しているところでございます。

また、県内代表選手が県内のどの地域でも効果的な医科学サポートを受けられるよう、長野県スポーツ医科学ネットワークを令和9年度に立ち上げるべく取り組んでおりまして、昨年度は、そこで中心的な役割を担う人材の育成カリキュラムを作成したほか、現在は、県のスポーツドクター協議会をはじめとする医科学関係団体間の連携などについて調整をしているところでございます。

四つ目でございます。国スポによる地域経済の活性化についてということでございました。

近年開催された大会の状況を見ますと、選手や監督、観覧者など延べ60万人前後の方が来訪されております。こうした方々の宿泊、飲食のほか、観戦者の観光需要などによる経済効果が期待されているというところでございます。

そこで、私どもは、信州やまなみ国スポの開催基本方針におきまして、大会を通じて「スポーツが長野県のファンを増やす大会」を実施目標の一つとしております。競技会の運営にとどまらず、世界水準の山岳高原観光地としての本県の魅力を体験していただけるよう、例えば、参加者への郷土色豊かな食事の提供、県内周遊につながる観光ルートの紹介などが考えられておりますので、スポーツと連携した観光といった取組を市町村と共に実施してまいります。

最後に、大会を契機としたスポーツの振興についての御質問でございました。

信州やまなみ国スポ・全障スポは、大会の成功はもとより、大会後も見据え、より多くの県民が様々な形で参加できるスポーツ文化の創造と、地域の魅力発信による経済の活性化を通しまして、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現を目指しているところでございます。

両大会の開催に当たりましては、競技会場となる施設の整備によりスポーツをしやすい環境とすること、参加する選手の競技力の向上、スポーツを支える大会役員やスタッフの充実、さ

らには競技を応援するファンの拡大を進めてまいります。

こうした取組を通じまして、開催基本方針でも目標としておりますスポーツを通じた健康長寿世界一の信州の実現、あるいは長野県の地で選手が育ち、その選手が指導者となっていくという好循環の形成、また、障がいの有無にかかわらずスポーツを通じた交流を拡大するなど、多様性を尊重する共生社会の実現を目指して、国スポ・全障スポの開催がゴールではなく、スポーツ文化が地域に根差すためのスタートになるよう市町村と連携して取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には国民スポーツ大会の在り方についてどう考えるかという御質問をいただきました。

長野県は、4年後に信州やまなみ国スポ・全障スポを控えているわけでありますので、まず、我々としては、この国スポ・全障スポが心に残るすばらしい大会になるようにしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

その一方、3巡目国スポを控えている中で、日本スポーツ協会において、これまでも国民スポーツ大会の在り方についての議論が行われてきたところであります。国民体育大会、国民スポーツ大会は、開催を通じて地域のスポーツ振興等に大きな役割を果たしてきたというふうに思っております。その一方で、人口減少、地方財政の逼迫、また、競技によっては国スポ以外にも全国的な大会が開かれているといったような状況の中で、この国民スポーツ大会を取り巻く環境は大きく変化してきているというふうに考えております。

そうした中で、この国スポの見直しは、先ほど御質問の中にもありましたように、日本スポーツ協会のみならず、我々全国知事会も、開催県、地元の財政負担が非常に重いといった課題がありますので、関係者間で十分な意思疎通を図って持続可能な大会にしていくということをこの機会にしっかりと考えていくことが大変重要になってきているというふうに思っております。

全国知事会の中では、私が本部長を務めております国民運動本部でこの見直しについて取り組む方向になっておりますので、私としても、全国の知事の考え方、課題認識、方向感をしっかりと把握し、日本スポーツ協会をはじめ関係の皆様方とも十分に意思疎通を図りながら国民スポーツ大会の在り方を考えていきたいというふうに思っております。

大会の意義や財政負担の在り方など様々な論点がありますがけれども、国民スポーツ大会が将来に向けて持続可能な大会となるようしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

運営経費の大半が県負担ということですが、開催市町村においても大きな負担にならず、阿部知事のおっしゃる持続可能な大会となるようあらゆる方面から検討いただきまして、県と市町村、そして県民が一つになって大会を盛り上げ、スポーツを通じた元気な長野県をさらに前へ進めることを期待しております。

次に、摂食障がい者への支援について質問いたします。

摂食障害とは、食事量や食べ方など食事に関連した行動の異常が続き、体重や体型の捉え方を中心に心と体の方面に影響が及ぶ病気を言います。心身の成長、発達と健康、人との関係、日常生活や学業、職業などの社会生活に深刻な影響を与えます。

摂食障害は、全く食事が取れない拒食や衝動的に食べた後の嘔吐など、極端に体重が減る。明らかな痩せ願望はないものの食事が取れないなど、患者によって様々な症状があります。摂食障害は心のSOSと言われていています。

日本で医療機関を受診している摂食障がい患者は1年間で21万から24万人とされ、さらに、複数の調査において、治療を受けたことがない方や治療が中断している方が4割ほどいることが分かっており、治療が必要な患者数は40万人近くいると考えられています。

2021年、長野県立大学と長野赤十字病院のグループが摂食障害に関わる調査を行いました。新型コロナウイルスが流行した3年前には、県内の中学3年生女子の1,000人当たり7.6人が摂食障害であることを調査結果としてまとめています。

また、長野県内では初となりますが、6年前に東御市在住の当事者と母親が中心となって、市内で摂食障がい自助グループ「パステル・ポコ」を立ち上げ、摂食障害の回復に向けた本人の会や家族相談会が始まりました。当初2年間は東御市のまちづくり支援金を活用し、活動を広げてきております。現在では、県内市町村から合わせて120人ほどの御本人と御家族がオンラインによる勉強会につながり、リアルでの相談会や情報交換会は毎月2回継続開催しています。

その中で、多くの当事者や御家族からは、専門性を有する医療機関が少なく、どこの病院を受診したらよいか分からない。痩せてしまい、病院を受診したいが、本人が拒み、どうしたらよいか分からない。病院に行ったけれども、医師が親身になってくれない。本人がひきこもりになり、死にたいとリストカットをしたり、オーバードーズによる過量服薬で心配など、長年苦しんでいる御本人や御家族がそれぞれの思いを言葉にして相談会に参加し始めています。

今回の質問は、自助グループ「パステル・ポコ」の団体からの要望も踏まえ、以下3点質問いたします。なお、本日、傍聴席にはパステル・ポコの会員さんがお見えになっておりますので、どうぞ分かりやすい、そして前向きな御答弁をお願いいたします。

摂食障害に苦しむ当事者や周囲の人からの相談について、県内での状況をお聞きいたします。専門性を有する医療機関が少なく、どこの病院を受診したらよいか分からないという声を当事者や御家族から多くお聞きしておりますが、摂食障がい者に対する県内の医療提供体制はどのようなになっているのでしょうか。

摂食障害は、適切な治療と支援によって回復が可能な疾患です。当事者団体から、相談体制や医療体制の整備を求める声も寄せられております。今後県としての取組はどうか。以上3点を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には摂食障がい者支援につきまして3点御質問がございました。

まず、摂食障害に関する相談状況についてでございます。

県内では、精神保健福祉センターと12か所の保健所において電話や対面による相談を行っております。相談件数はおおむね30～40件で推移しており、令和4年度は精神保健福祉センターで11件、保健所で30件の相談がございました。

相談内容の例としましては、女子中学生の母親から、子供が食事に手をつけないが摂食障害の自覚がない。医療機関を受診させたい。成人女性から、就職してから過食嘔吐に悩んでいるがどうしたらいいかといったものがあり、適切な治療を受けることができるよう相談者の希望に応じて医療機関を紹介しております。

次に、摂食障害の医療提供体制についてでございます。

県内で摂食障害の治療を行っているところは、令和5年10月1日時点で51医療機関でございます。そのうち、医師、看護師、精神保健福祉士、栄養士等の多職種を配置し、極端な低栄養及び多臓器不全といった急性期治療への対応や心理療法、栄養指導といった多面的なサポートを行っている医療機関としては、県内に、こころの医療センター駒ヶ根、信州大学医学部附属病院、長野市民病院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院、北アルプス医療センターあづみ病院の六つがございます。

最後に、今後の相談体制や医療体制の整備に向けた取組についてでございます。

摂食障害は、心身両面の問題を抱えた長期間の治療を要する疾患であり、当事者とその御家族が身近な地域で相談や治療等の適切な支援を受けられ、安心して暮らせるよう、治療支援ネットワークを充実させることが重要であると考えております。摂食障害への県民の理解を深め、早期からの適切な医療につなげるために、市町村や教育委員会と連携してリーフレットなどによる啓発を行うとともに、精神保健福祉センターや保健所の相談窓口について広く周知してまいります。

また、医療提供体制としましては、身近な地域で長期にわたって適切な治療を受けられるよう、先ほど挙げた六つの医療機関を中心とした診療連携を進めてまいります。

加えて、摂食障がい者支援には、専門的な相談を受け、地域の関係機関の連携調整を行うコーディネーターの役割も大切であることから、信州大学の長野県子どもの摂食障害研究会や精神保健福祉センターが実施する研修会等を通じて、摂食障がい者支援に係る人材の資質向上に努めてまいります。

県としては、これらを通じて、摂食障がい者支援の裾野を広げる取組を進めてまいります。

以上でございます。

[10番佐藤千枝君登壇]

○10番（佐藤千枝君）丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

県内の各病院での診療や長野県精神保健センターの現状の対応だけでは、残念ながら当事者のニーズを満たしていないとの当事者の声が多く聞かれます。専門医療機関、専門医が少ないということをお話しているというふうに思います。

国は、摂食障害対策事業として、近年、石川県、福井県、栃木県で摂食障害支援拠点病院の指定が進んでいます。長野県でも、相談、医療、支援、地域の医療連携、普及啓発に取り組むための支援拠点病院の指定を当事者らは切に望んでいます。

このことについて今回は御答弁は求めませんが、県の役割として、先ほど御答弁いただきましたように、当事者と専門医療機関をつなぐ窓口として広く県民への普及啓発に努め、誰も取り残さない寄り添った温かい施策を進めていただくことを切望し、一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

[11番丸山寿子君登壇]

○11番（丸山寿子君）こんにちは。丸山寿子と申します。一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、アドバンス・ケア・プランニング、ACP、通称人生会議の普及啓発についてお伺いします。

2025年問題への対応が論議されてきましたが、いよいよ目前となりました。団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢多死社会の兆しが既に報道されてきています。高齢者の単身世帯も増え、認知症等で介護が必要になったり体調悪化で死亡した場合に、縁者の連絡先が分からず、それに対する自治体の対応が困難になったケースが全国で多数発生しているとの指摘がありました。

その人らしく生きることと死ぬことは一体であり、本人が最期まで尊厳を持てるように、人生の最終段階、終末期を迎えたときに、自分の望む医療の選択についてどうしたいのか前もっ

て考え、自己決定をし、伝えていくことが大切ですが、今まで死について口にすることはタブー視されてきましたので、その支援が必要と考えます。

また、医療以外にも、受けたい介護や自分が亡くなった後の葬儀なども含めて自己決定し、意思疎通が困難となった場合に備えて事前に家族と話し、必要に応じて医療従事者等と考えたり話し合う機会をつくっていくことが必要と考えます。

本人が望む医療・介護の事前の選択には、県で取り組んでいる在宅医療・介護の提供体制の整備に加え、終末期医療について話し合うアドバンス・ケア・プランニング、ACP、通称人生会議について、福祉関係者や医療関係者を講師とした講演会や、リビングウイル、事前指示書、エンディングノートなどを活用して、県内各地でも取組が進められてきていますが、これについては、関係機関や県民が今後さらに理解を深めていくことが必要と考えます。

また、高齢者に限らず、がんなどの病気の発症や事故によるけがなどにより、年齢を問わず、死や意思疎通ができなくなることを想定して、エンディングノートも注目されてきています。特に、東日本大震災後には、若年層も関心を寄せたとの報告も聞いています。縁者が不明なケースにも、リビングウイルやエンディングノートの事前記述により手がかりになると考えます。

まず、リビングウイル、生前の意思表示についてですが、急病や事故によるけがなど緊急のときにも有効なツールです。自宅保管用と携帯用として作成されています。チェックリストに自分の意思を選択して記入しますが、延命治療などについては十分に医師からの説明が必要と思われる。その内容は、自宅保管用として、延命治療について希望することのチェックリストと延命治療に関する言葉の解説がされています。携帯用としては、自宅保管用の中の心肺停止状態になったときの項目と同じように記載して手帳などに挟んで持ち歩くか、自宅の冷蔵庫などに貼るなどと決めて、その所在を分かるようにしておくものです。

次に、エンディングノートについてですが、項目は、一般的に、1、自分自身の基本情報、過去や現在のこと、かかりつけ医など。2、もしものときとして、病気や介護が必要になったときの希望。3、エンディングとして、葬儀や連絡先リスト。4、大切な人たちとして、家族や親族。5、財産について、不動産や預貯金。さらに、自治体発行のノートには、介護予防事業や相談窓口などが記載されていて、元気なうちから取り組める情報が得られます。

作成方法と保管については、好きなページ、必要だと思うページからそれのみ書くことも可能。また、何度書き直してもよく、定期的に振り返り、状況に応じて修正し、更新日を入れる。家族と相談して記入もよい。ノートの存在を誰かに伝えておく。個人情報に記載のため大切に保管などが記載されています。法的効力はないので、求める場合は遺言書の作成が必要です。

アドバンス・ケア・プランニングなどについて、関係機関や県民がさらに理解を深めるため、県としても医療機関や市町村と連携し、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組むべきと考えま

すが、笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはアドバンス・ケア・プランニング、ACPの普及啓発について御質問がございました。

人生の最終段階においては、自身の意思表示が難しい場合も想定されるため、ふだんから自身が望む医療やケア等の内容について家族や医療ケアチームと繰り返し話し合うACPにより、自身の希望を共有しておくことが大切でございます。

そのため、信州保健医療総合計画や長野県高齢者プランにおいて、人生の最終段階について家族と話し合ったことがある割合を指標とし、関係機関と連携して普及啓発に取り組んでいくこととしたところです。

これまで、県では、セミナーの開催に加え、県医師会や郡市医師会が実施するシンポジウムや、市町村が在宅医療・介護連携推進事業で取り組む研修会等への補助などにより、医療・介護関係者や県民に対するACPの普及啓発を図ってまいりました。

引き続き誰もが自分らしい最期を迎えられるよう関係機関や市町村などの取組を支援するとともに、セミナーなどにおいて具体的な取組を共有するなど、効果的な普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）大切な人に思いが伝わるよう、また、本人の希望がかなえられることを願って、次の質問に入ります。

次に、医療的ケア児及びその家族への支援について伺います。

私の住む塩尻市の医療的ケア児のお母さん方からお誘いを受けて、災害時の対応についての意見交換会に出席し、併せて日々の様々な課題もお聞きしました。県内のコーディネーターの状況が見えてこない。町村などの連携も必要と思うが内容が不明である。気になるのは親亡き後である。仕事をしないで母親が子供を見て当たり前の風潮は、一人の人間の人生をなくし、また、日々の時間に追われて疲弊しているなどの声がありました。

そこで、次の3点についてお伺いします。

一つ目として、長野県医療的ケア児等支援センターが開設されて2年になりますが、取組状況はいかがでしょうか。また、今後の取組の方向性についてもお伺いします。

二つ目は、県内圏域や地域における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況と役割についてお伺いします。

三つ目として、学齢期の放課後の居場所である放課後等デイサービスや成人移行後の受皿と

してのグループホームについて、医療的ケアに対応した施設の整備状況はいかがでしょうか。
笹渕健康福祉部長にお伺いします。

次に、障がい者スポーツを生かした相互理解の推進についてお伺いします。

私の地元で開催しているこども食堂の事業の中で、障がい者も交えて行える競技としてモルックを選択して地元のスポーツ協会に指導をお願いしたところ、快く引き受けてくれました。さらに、ポッチャの競技のよさも口頭で教えてもらい、強く勧められたことから、小学校の夏休みにまずは参加者で体験することにしています。

医療的ケア児の親の会の皆さんも、まずはパンフレットをつくって存在を知らせたことと、秋のイベントを開くことで、地元のボランティアの皆さんとの交流が持て、また、医療的ケア児の兄弟の交流にもなったということを知りました。障がいのあるなしにかかわらず一緒に体験でき、日常で交流する機会を持つことは、相互理解といざというときの支え合いになると考えます。長野県全体がそうした理解のある県になることを強く希望します。

また、全国障害者スポーツ大会が長野県で開かれることもあり、地区障がい者スポーツ大会や県障がい者スポーツ大会を生かし、振興して行ってほしいと思いますが、県としての推進予定はどうか。次の2点をお伺いします。

一つ目は、障がいのあるなしにかかわらず、スポーツを通じた共生社会の実現のため、幅広く県民に対し障がい者スポーツの振興を図るべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

二つ目は、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けた障がい者スポーツの裾野拡大と競技力の向上について県のお考えをお伺いします。以上、加藤観光スポーツ部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には医療的ケア児及びその家族への支援について3点お尋ねがございました。

まず、医療的ケア児等支援センターの取組状況と今後の方向性についてでございます。

医療的ケア児等支援センターにおいては、開設以降、相談支援、人材育成、関係機関の連携強化などに取り組んできたところでございます。

相談支援につきましては、2年間で家族や支援者から306件の相談に対応するとともに、アウトリーチを286回行い、適切なアセスメントに基づく助言を行っております。また、これまでに医療的ケア児等支援者養成研修を534名が修了しており、着実に支援者の育成を進めるとともに、医療的ケア児等支援連携推進会議において、多分野の関係者による事例検討等を通じて連携強化に取り組んでいるところでございます。

今後は、地域の課題を地域で解決できるよう、これら相談支援、人材育成などを通じて多職

種チームの機能強化を図るとともに、地域から支援要請のある困難事例については適切に後方支援を行ってまいります。

次に、コーディネーターの配置状況とその役割についてでございます。

圏域医療的ケア児等コーディネーターは、市町村において配置される人材であり、本年4月時点で、5圏域1地域、三つの市で合計13人が活躍されております。圏域の多職種連携の中核として、支援チームの構築、チームのマネジメント、社会資源の開拓など、各地域で重要な役割を担っているコーディネーターの配置が促進されるよう、県として引き続き市町村に働きかけを行ってまいります。

最後に、医療的ケアを必要とする方に対応した放課後等デイサービスなどの整備状況についてでございます。

まず、医療的ケアを提供するためには、障害福祉サービス事業所等において人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引等を行える看護師の配置などが必要となります。本年4月現在、放課後等デイサービス事業所は県内282か所となっており、このうち看護師が医療的ケアを実施している事業所は46か所でございます。同様に、グループホームは、県内232事業所のうち、看護師が医療的ケアを実施している事業所は4か所でございます。

県では、施設整備の補助事業において、医療的ケアに対応する施設を優先的に採択するほか、看護師の配置などによる報酬上の評価についても事業者への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には障がい者スポーツを生かした相互理解の推進ということで2点御質問を頂戴しております。

まず、スポーツを通じた共生社会の実現についてということでございますけれども、本県では、子供や高齢者、障がいのある方、ない方、全ての人を巻き込んだ共生社会を実現するために、日本財団パラスポーツサポートセンターと連携しましてパラウェーブNAGANOプロジェクトを進めており、例えば、小中学生を対象に、「パラ学」と称しまして、障がい者による講演や競技用車椅子を使った授業を実施しているところでございます。

また、多くの県民の方に障がい者スポーツを身近に感じていただくため、年齢や障がい、性別を問わずに交流を深めることができるボッチャの県大会を4地区で予選を行った上で開催しているほか、市町村を通じてボッチャの用具の貸出しを行うなど、ボッチャの普及に努めているところでございます。

今年度は、県の組織を改正いたしまして、障がい者スポーツと一般のスポーツを一元化しております。それぞれの指導者や関係団体との連携を図るなど、幅広く県民の皆様に対して本県

の障がい者スポーツの振興を図ってまいります。

次に、障がい者スポーツの裾野の拡大と競技力の向上についてでございます。

信州やまなみ全障スポを契機といたしまして障がい者スポーツの振興を加速させるためには、障がい者スポーツの裾野を拡大することとともに、競技力の向上に向けた取組、この双方が大切であると考えております。

そのため、裾野の拡大といたしましては、県障がい者福祉センター「サンアップル」や総合型地域スポーツクラブでの取組のほかに、障がい者がスポーツを始めるきっかけといたしまして、身近な地域で気軽にスポーツが楽しめる機会を提供するために、県内10地域におきまして地区大会を開催し、地域の実情に応じた種目を実施しているところでございます。また、全国障害者スポーツ大会につながります県障がい者スポーツ大会への参加、こうしたものへの参加も促しているところでございます。

また、競技力の向上につきましては、県障がい者スポーツ協会と連携した特別支援学校への訪問や競技団体への支援などによりまして、選手の発掘、育成、強化を進めております。令和7年度からは、強化選手を指定する予定でございまして、こうした取組を通じましてそれぞれの競技力を高めるための支援をしてまいります。

私からは以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えいただきました。

医療的ケア児のお母さん方、御家族の皆さんは、日々送迎やいろいろなことで大変忙しい思いをしながら子供のために懸命に頑張っているところであります。これからもまた、声を聞き届けて、県としてもよりよい環境づくりに力をいただきたいと思っております。

また、全障スポのせつかくの機会でありますので、その機会をしっかりと捉えて、多くの県民に十分にそれを周知していただき、誰もがその人らしく生きられる、認め合える、そんなしあわせ信州を目指していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。通告に従い質問します。

最初に、食料・農業・農村基本法改正について質問します。

食料安全保障の強化などを盛り込んだ農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正法が国会で可決、成立しました。基本理念には、人口減による国内の需要減に備えて輸出も規定。価格形成をめぐり、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮することも明記されました。

これに関連して6点質問します。

1、食料安全保障の確保に当たり、これまで以上に食料安定供給の確保・向上のため、農産物の国内生産の増大が着目されていますが、本県における農産物の生産拡大の方針について伺います。

2、人口減少による国内食料需要の減少が避けられない中、農業者の収益確保のためには、海外需要に応じた輸出の促進が不可欠と考えます。基本法改正においても農産物の輸出の促進が新設されていますが、本県では具体的にどのような輸出促進施策を講じていくのか、伺います。

3、近年、頻発する豪雨のたびに、水門の操作や見回りに行き、増水した河川や水路に流される事故が発生しています。農業水利施設の整備や保全と併せ、水門の操作を安全に行う対策も重要と考えますが、本県ではどのような対策を講じていくのか、伺います。

4、合理的な価格形成のため、食料の持続的な供給に必要な農業者、流通業者のコストに対する消費者の理解が必要ですが、消費者理解の促進に向けた本県の取組について伺います。以上4点を農政部長に伺います。

5、未利用食品の寄附先となる地域のフードバンク等の活動団体の現状及び県の具体的な支援策についてこども若者局長に伺います。

6、学校給食や授業において、国産食材や地場産物を活用した郷土料理に触れる機会があれば、地域の食材や食文化に関する理解増進とともに、次世代への継承や地域食材の利活用にもつながっていくものと考えます。学校給食における国産食材や地場産物の活用の現状に対する認識と今後の取組について教育長に伺います。

次に、男性育休について質問します。

出産後約1か月間は、お母さんの女性ホルモンは激しく乱れます。妊娠を継続するために増加していた女性ホルモンの分泌量は、出産が終わると急激に減少し、産後1週間後にはほぼゼロに近い値にまで下がります。そのために、女性ホルモンのバランスの崩れから自律神経にも影響が出ると言われており、授乳等による不眠や過度の睡眠不足が続くと、体と心がむしばまれ、産後鬱になってしまうおそれがあります。国内では、出産直後に約100人のお母さんが自殺しているとのデータもあり、出産直後のお父さんの協力は大変重要と考えます。

そこで、5点質問します。

1、県男性職員の育児休業の取得状況はいかがか。

2、男性職員の育児参加を促進するため、知事をはじめ組織としてどう関わり、また、育休を取得した職員や職場をどうフォローしながら取組を進めていくのか。以上2点を総務部長に伺います。

3、男性育休の取得は、個人の意識変革ではなく、事業者の理解と取組が必須であります。一方で、中小企業等では、各社が独自に取り組む予算に余裕はないと思われるため、県として県内事業所向けに研修等で情報提供することが有効と考えますが、現状と今後の取組について伺います。

4、職場全体で働き方改革を実施すると男性育休の取得日数が約2倍になるというデータもあり、育児中だけでなく、働く人が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場づくりは必須と考えます。働き方改革が進むよう、県内企業に対し具体的にどのようなことを行っているか。また、今後の取組を伺います。以上2点を産業労働部長に伺います。

5、男性育休の取得を推進するには、企業側の取組と併せて、共に育児を担っていく妊婦とそのパートナー双方への理解を深めることが重要であると考えます。妊婦等に対しどのような取組が行われているのか。県内の状況を健康福祉部長に伺います。

次に、支援対象児童等見守り強化事業、アウトリーチ支援、宅食事業について質問します。

未就園児を持つ家庭を含め、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えています。この状況には幼児虐待の芽が潜んでいるとも言われており、支援の強化を求める意見が出ています。

支援の一つとして、こども宅食があります。こども食堂の出張版のような支援ですが、単なる食の支援ではなく、定期的な食支援をツールにつながりをつくり、子育て家庭を伴走し、孤立を減らす事業であり、全国的にも注目されています。

こども宅食に使える国の予算として、支援対象児童等見守り強化事業があり、昨年度にはこども宅食の上乗せ事業も新設されました。

そこで、1点質問します。支援が届きにくい未就園児家庭に対して、児童虐待の未然防止の観点から、こども宅食のようなアウトリーチ支援を行い、必要に応じて行政サービス等につなげていくことが重要だと思われませんが、県内市町村の取組状況や今後の展開について県の見解をこども若者局長に伺います。

次に、出産費用・サービスの見える化等について質問します。

都市部を中心に出産費用が年々高くなっており、一時金では足りないとお母さんたちからの意見をお聞きしました。自分の希望に合った出産施設を探したいが、情報が分かりにくいとの声もあります。

内閣府の調査では、約6割の方は、妊娠・出産に伴う医療負担が減ればもっと子供が欲しいと思えると回答しています。出産費用の地域格差について調べたところ、最高は東京の60万円、最低は熊本の36万円、全国平均は48万2,294円、長野県は49万424円でした。また、出産費用やサービスの内訳が分かりにくいとの課題も見えてきました。妊婦一人一人の出産に対する思い

や出産施設へのニーズは様々であり、その多様化するニーズに応えられる情報の提供が重要と考えます。

そこで、3点伺います。

1、出産費用・サービスの見える化がどのように行われているか、伺います。

2、県内出産施設における出産費用の状況はいかがか、伺います。

3、出産しようとする人が、自分のニーズに合った施設を探すため、出産費用やサービスの詳細について出産施設から丁寧な説明が行われることが大切と考えますが、いかがでしょうか。

以上3点を健康福祉部長に伺います。

次に、不登校児童生徒の支援について質問します。

全国の小中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は29万9,048人と、10年連続で増加し、過去最多となっています。また、1,000人当たりの不登校児童生徒数の全国平均は31.7件ですが、長野県はそれを上回る36.9件で、茨城、沖縄、島根に続いて全国4番目の多さです。

不登校の要因分析に関する調査研究結果によると、学校を休んでいる間、教育支援センターやフリースクールをはじめ、どこにも行っていなかった児童生徒が全国で約16%いたことや、保護者からの意見としては、教育支援センター等学校外の教育機関の紹介や、学校によるオンラインを活用した学習支援が実施されず残念だったと回答した割合が高かったことが分かりました。

児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に、小中高等学校等を通じて多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することは重要です。

その一つとして、学校には行けるが自分のクラスには入りづらい児童生徒のための校内教育支援センターの設置が全国で進められています。

そこで、3点質問します。

1、校内教育支援センターは、不登校児童生徒が安心して学校で過ごすための駆け込み寺のような場所であり、整備は急務だと考えますが、県教育委員会の取組状況はいかがか。

2、教育支援センターは、不登校児童生徒本人への支援のみならず、保護者に対する相談支援、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるような支援など、不登校対策において重要な場だと思っております。教育支援センターでも授業を視聴できるようなオンライン体制や、自宅にいる子供たちへのアウトリーチ機能等の機能強化は急務だと考えますが、県教育委員会の取組状況はいかがか。また、校内教育支援センターでの学びも含め、教室や学校以外の場での学びについて、県教育委員会の所見を伺います。

3、全国の学校で配付されている1人1台端末について、学習活動のみならず、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSなどを察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげるために活用することも有効だと思われます。1人1台端末を活用した心の健康観察について、県教育委員会の取組状況はいかがか。また、今後の展開について所見を伺います。以上3点を教育長に伺います。

最後に、地震防災対策について質問します。

能登半島地震から約半年が経過しました。この間、「チームながの」として県と市町村から多くの被災地支援が行われたとお聞きしています。心から敬意と感謝をお伝えいたします。

多くの活断層を抱え中山間地域も多い当県では、能登半島地震のように集落の孤立などが生じるおそれがあり、不安に思われた県民も多かったと思います。

県は、能登半島地震を教訓とする地震防災対策強化アクションプラン（仮称）のたたき台を示しました。それに関して3点質問します。

1、令和6年能登半島地震の羽咋市、輪島市への本県の対口支援については本年5月末で終了しましたが、今回の被災地支援で本県が得たもの、学んだもの、また今後にかすべき課題などを伺います。

2、県では、今回の令和6年能登半島地震は他人事ではないとし、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）の策定を進めていると思いますが、現在の取組状況と今後の見通しはいかがでしょうか。以上2点を危機管理部長に伺います。

3、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）の策定に当たり、県としてどのような点に意を用いて施策を立案し、それを講じていくのか。その意気込みを阿部知事に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には4点御質問をいただきました。

まず、食料安全保障の確保に向けた農産物の生産拡大についてのお尋ねです。

本県は、国内における園芸品目を中心とした総合供給産地であり、本県の強みを生かし、品質が高く安定的な農畜産物の生産拡大を図ることで食料安全保障の確保に貢献できるものと考えております。

こうしたことから、地域農業をリードする農業経営体の育成、気候変動に対応した品種の開発、スマート農業技術の導入加速化などの取組に力を入れているところでございます。加えて、多くを輸入に依存している家畜飼料や小麦、大豆について、生産性や品質の向上を図り、県内産への置き換えを進めてまいります。

次に、農産物の輸出促進についてのお尋ねです。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、農産物の輸出拡大を重点プロジェク

トに位置づけ、国や品目を絞り、戦略的に施策を展開しているところでございます。具体的には、海外需要の高いブドウや花卉、安定した品質が評価されている米を重点品目としてバイヤーの招聘や現地プロモーションを展開するとともに、重点輸出先の台湾、香港、シンガポールに輸出支援員を配置し、現地での取引拡大を進めております。引き続き海外マーケットの動向を的確に捉え、輸出を促進してまいります。

次に、増水時の水門操作についてのお尋ねでございます。

水門操作の安全性の確保には、現場に行くことなく操作が可能となる自動化や遠隔化が有効な手段であります。とりわけ河川から取水する水門は、上流の離れた場所に設置されていることが多く、操作も危険を伴うものであることから、自動化、遠隔化の効果が期待できます。導入した水利組合などからも、安全性の向上とともに、大幅な省力化につながっていると評価をいただいているところでございます。県では、こうした効果を関係者と共有しながら積極的な整備を図ってまいります。

最後に、価格形成に対する消費者の理解についてのお尋ねです。

合理的な価格形成は全国的な課題であり、国に対して生産現場の実情を伝え、生産コストを的確に価格転嫁できる仕組みづくりと消費者への理解醸成を早急に進めるよう要請しているところでございます。

県では、おいしい信州フードキャンペーンや新聞広告を通じて、県産農畜産物の価値をアピールし、価格転嫁への理解醸成を進めているところでございます。さらに、しあわせバイ信州運動の一環として農業者の努力を伝える動画を制作し発信するなど、消費者理解の促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えします。

一つ目は、フードバンク等の活動の現状と県が行う支援策の内容についてのお尋ねでございます。

まず、フードバンク等の活動の現状についてであります。

家庭や企業から寄附された未利用食品は、フードバンク団体等を通じてこども食堂や生活困窮者に提供されております。多くのフードバンク団体は非営利で活動しているため、活動資金や食品の保管や輸送、スタッフの確保など多くの課題を抱えていると認識しておりますが、こども食堂の9割以上がフードバンク団体等から未利用食品等の食材支援を受けて運営されており、こども食堂の運営に大きく貢献いただいております。また、フードバンク活動は、食品ロ

スの削減に資する有効な取組にもなっていると考えております。

次に、県が行う支援策の内容であります。県では、県内のフードバンク団体と連携し、年3回フードドライブ統一キャンペーンを実施するほか、企業や各団体への啓発によりフードドライブの普及拡大に取り組んでおります。

また、昨年度は、広域的に活動するフードバンク団体に対し、食品の保管、配送等を行うための冷凍冷蔵設備や食材運搬車両の購入費用を助成するなど、フードバンク団体が安定的に活動できるよう支援を行ったところであります。今後も、引き続き企業や各団体などの関係機関と連携して、フードバンク団体が活動しやすい体制づくりを支援してまいります。

続いて、支援対象児童等見守り強化事業によるアウトリーチ支援についてお答えいたします。

現在、県内では、四つの自治体において、支援対象児童見守り強化事業を活用し、見守り支援が必要な孤立しがちな家庭に、お弁当のほか、おむつやミルクを配付するなどの支援を実施しております。

事業を実施している担当者からは、議員からもお話がありましたとおり、公的な相談支援につながりにくい家庭との関わりが持ちやすくなるとの声を伺っているところであります。こうしたアウトリーチ型の支援によりまして、未就園の子供がいる家庭等の孤立しがちな親子との関係を構築することで、必要に応じ保育園等の行政サービスにつなげることが可能となり、子育て負担の軽減や虐待予防にもつながるものと考えております。

今後、県としては、現在、取り組む自治体の数が四つと大変少ない状況でありますので、市町村職員を対象とする研修会等で本事業の重要性や県内で先行する取組の紹介などを行い、こうした市町村の取組がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には4点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

学校給食における地場産物等の活用と食育についてでございますが、先日、文部科学省が公表いたしました令和5年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査の結果によりますと、本県における地場産物の使用割合は69.6%で全国8位、国産食材は95.4%の全国2位と高いレベルにあると承知しております。

これらは、学校現場における栄養教諭等の食育推進の努力はもとより、第4次長野県食育推進計画の基本理念である「信州の食でつながる、人づくり・地域づくり」の下、関係者が一体となった取組が着実に実を結んできたものと認識しているところでございます。

県教育委員会の今後の取組といたしましては、子どもたちが生涯にわたって健全な心と体軀を培い、豊かな人間性を育むとする食育基本法の理念を踏まえ、引き続き栄養教諭による地場

産物等を活用した献立メニューの開発や、地域の伝統料理を学校で提供する和食料理人出前講座などと組み合わせて進めることにより、子供たちが地域の食材や食文化への理解を深め、さらには郷土への愛着を育むことができるよう、関係機関等と連携しながら食育の取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、不登校児童生徒の支援についてでございます。

校内教育支援センターの整備に関わる取組状況でございますが、議員御指摘のとおり、不登校児童生徒への支援の一つとして、校内教育支援センターの果たす役割は大きいものがあると認識しております。各学校においても積極的に設置に取り組んでおり、小学校は72.1%、中学校は97.3%の学校で設置されている状況でございます。県教育委員会としては、さらに設置が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

また、不登校・不適応支援加配教員を小学校へ22名、中学校に71名配置し、さらに、子供と親の相談員を小学校に30名配置しております。校内教育支援センターがさらに充実するよう各校の取組を支援してまいりたいと思っております。

続きまして、教育支援センターの機能強化に関わる取組状況についてでございますが、現在、県内市町村設置の教育支援センターは48市町村に78教室ございまして、全国的にも高い設置率でございます。令和6年度、県内5市町村に多様な学び支援コーディネーターを配置し、ICT機器を活用したオンライン支援に加え、家庭へのアウトリーチ支援等を行い、教育支援センターの機能強化に努めているところでございます。

また、県内の教育支援センターの先進的な取組を市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会で共有し、全県へ普及するよう取組を進めているところでございます。不登校児童生徒等の教室以外の場における学びの保障はとても重要であるというふうに認識しておりますので、今後も県内全ての不登校児童生徒等の学びの支援に向けて取り組んでまいり所存でございます。

1人1台端末を活用した心の健康観察の取組状況及び今後の展開についてでございますが、県教育委員会では、令和4年度、ICTを活用した相談フォームを作成して、全ての県立高校に配付いたしましたところであります。現在、ICTを活用して県立高校の23校が心の健康観察を行っております。

市町村教育委員会の取組につきましては、令和4年度に実態を把握し、先進的な事例について詳細に記載した資料を作成した上で全ての市町村教育委員会に紹介したところでございます。

さらに、ICTを活用した相談窓口として、平成29年度より、中高生を対象としたLINE相談を全国に先駆けて実施しておりまして、利用者は年々増加しております。議員御指摘のとおり、SNSであれば自分の気持ちを表現できる子供も多くおり、今後もSNS等を活用し、子供たちの健やかな心と体の成長を支える取組を推進してまいります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には男性の育休について2点のお尋ねをいただいております。

まず、県の男性職員の育児休業の取得状況についてでございます。

本県の男性職員の育児休業の取得率は、令和5年度実績で72.3%となっており、前年度の37%から大きく上昇しております。

男性職員の育児参加をさらに広げるためには、育児休業だけでなく、有給の休暇や在宅勤務など、職員の家庭事情に応じて様々な制度を組み合わせた長期的な取組が重要なことから、これらを含む段階的な目標を昨年度から設定いたしました。昨年度は1週間以上の取得率100%を目指し、目標を達成いたしました。本年度は2週間以上100%、令和7年度は1か月以上100%を目指して取組を進めているところでございます。

次に、育児参加促進の知事はじめ組織の関わり、職員、職場へのフォローについてでございます。

昨年9月、知事は、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会において、県を男性の育児参加が当たり前の組織にしていくことを宣言いたしました。市町村、企業とともに男性の育児参加に積極的に取り組む姿勢を明確にし、職員に対してあらゆる機会を通じて強くメッセージを発信しているところでございます。

また、各職場では、所属長から対象職員に対し、パパの子育て計画書の提出をお願いし、面談を通じて計画的な育休等の取得などを促すとともに、育休等の取得が昇任や人事評価に影響しないことも説明しております。

一方、職員が不在となる職場には、今年度から育休サポート会計年度任用職員など応援職員を配置したほか、業務をカバーする職員への勤勉手当の加算によるインセンティブ付与の制度も創設いたしました。また、各部局の企画幹等を子育て支援推進員に指定し、職員の相談対応や課室を超えたサポート体制の構築など、安心して育児に参加しやすい職場環境づくりを進めております。

こうした取組により、県内市町村や企業の見本となれるよう、男性の育児参加の促進に全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、男性育休に向けた事業所向けの取組の現状と今後についてでございます。

男性の育児休業の取得促進に向けては、本人の意識だけでなく、職場の理解が何よりも重要と考えております。

現状としましては、昨年県が行いました調査では、県内企業の男性の育児休業取得率は36.7%で、女性の94.2%に比べ大変低いものとなっております。また、6歳未満の子供のいる夫婦の育児時間を見ましても、男性は女性の約3割にとどまるという状況でございます。

こうした中、企業における理解を進めるため、昨年度から、県では、育児休業取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」を開設し、例えば、社員によるワーキンググループが育休制度を周知し、育休取得者増加につなげた具体例など県内企業の好事例を紹介しているほか、国の助成金等の支援制度などを広く発信しているところでございます。

これに加え、今年度は、7月からでございますが、企業内研修や代替要員確保などに活用していただけるパパ育休応援奨励金とパパ育休公表奨励金に係る制度を開始いたします。また、その後も、事業主、労働者向けの育休取得啓発セミナーの開催、啓発動画の作成に加え、コンサルタントの派遣による企業の体制整備に向けた伴走支援を行ってまいります。

今後も、周知方法をブラッシュアップしながら、県内事業所が男性育休の意義を理解し、組織として具体的な行動に移す取組を推進してまいります。

次に、働き方改革を進めるための県内企業に対する取組についてでございます。

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場をつくっていくためには、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、さらにはテレワークや時差勤務など柔軟な働き方の導入などにより、ワーク・ライフ・バランスを重視し、柔軟な働き方が選択できるよう働き方を改革していくことが大変重要でございます。

この県内企業の意識の醸成や具体的な取組を広げていくために、県では、アドバンスカンパニー認証制度のワークライフバランスコースにおいて様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業の認証、それに加え、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度など多様な勤務制度の導入を支援するなど、誰もが働きやすい職場環境の改善を促進しているところでございます。

また、先ほど申し上げましたパパ育休応援奨励金では、県のアドバンス認証に加え、国のくるみん、えるぼしの認証を受けていることも加算金支給の対象としており、男性の育休取得や子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを支援してまいります。

今後、人口減少に係る戦略を取りまとめていく中で、企業で働く若い方々からも御意見をお聞きしながら、女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有する共働き・共育てが当たり前となる社会の構築に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

最初に、妊婦等に対する男性育休の取得促進への取組についてでございます。

妊婦とそのパートナーが協力して育児をしていくためには、双方が男性育休の制度を理解し、適切な時期に制度を活用できるようにすることが重要でございます。現在、市町村や医療機関等において、両親学級や産前産後サポート事業での父親支援など、男性の子育てを促す取組が行われております。

県では、信州母子保健推進センターにおいて支援者研修会や関係者への情報発信などにより市町村への支援を行っており、今後、様々な機会を捉え、男性育休の取得促進に向けた働きかけを行ってまいります。

次に、出産費用やサービスの見える化の実施状況についてでございます。

実施状況につきましては、厚生労働省において、本年5月より、妊婦やその家族があらかじめ出産費用やサービスの情報を踏まえて出産施設を選択できるよう、全国の施設ごとの出産費用等の情報を掲載したウェブサイト「出産なび」の運用が開始されたところでございます。

出産なびは、施設の所在地や外来受付時間、分娩件数などの基本情報のほか、出産費用の目安や、助産ケア、産後の健康診査などの様々な情報を施設ごとに掲載しており、妊婦自身が地域や詳細情報を指定して検索することが可能となっております。

次に、県内施設の出産費用の状況についてでございます。

まず初めでございますが、出産費用とは、分娩料、新生児管理保育料、入院料など分娩に係る様々な費用を含むものでございます。そして、出産なびによりますと、令和5年度の出産費用は、最低額が42万円、最高額が69万円となっており、付随するサービス内容などにより施設内もしくは施設ごとの費用に差が生じているものと認識しております。

最後に、出産施設からの丁寧な説明についてでございます。

妊婦やその家族等の希望に沿った出産施設の選択が行われるためには、出産なびや各施設のホームページ、パンフレット等による情報に加えて、各施設職員からの適切かつ丁寧な説明が行われることは重要でございます。県としましても、小児・周産期医療連絡会の場や産婦人科連合会等の関係団体を通じて、妊婦などに寄り添った細やかな説明が行われるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、能登半島地震の対口支援により得たものとその課題でございますけれども、1月から5月末にかけて県と市町村から延べ5,100名の職員を派遣しておるところでございます、

この間、派遣から戻った職員から話を伺ったり、あるいはその市町村の危機管理部局などと意見交換を重ねてきたところでございます。その中では、被災者を直接支援する貴重な経験ができたとか、日々の業務でも災害への備えが必要との気づきがあったというような声もありまして、県全体としては非常に大きな学びがあったというふうに感じております。

また一方で、基本となる孤立集落の現状把握や対策の見直しが必要であるとか、住家被害認定調査や罹災証明書発行には多くのマンパワーや事務の効率化・迅速化が必須だというような問題提起もいただいております、こうした点は今後の大きな課題であるというふうに認識しておるところでございます。

次に、アクションプランの取組状況と今後の見通しでございます。

能登半島地震復興支援県民本部の構成団体の皆様等から、今回の地震対応の課題や必要な対応策をこれまでも伺ってまいりました。また、県組織としても、各部局から、当県で本当に同規模の地震が発生した場合の課題を幅広く聞き取りなどもしておるところでございます。

また、先月29日には、市町村と県によるプランの検討ワーキンググループを立ち上げまして、その中では、市町村と県で認識を合わせて取り組むべき施策や事業、とりわけ今回の地震で顕在化した孤立対策や避難所対応などについて、スピード感を持って集中的に議論、検討を行っていく予定としております。

このようにして、皆様からいただいた御意見を踏まえつつ、10程度のアクションをセットしたプランのたたき台を先日21日の会議でお示したところでございますけれども、今後さらに、民間団体の皆様はもとより、本定例会において議員各位からも御意見、御提案を頂戴しながら、9月中旬には具体的なアクションプランとしてまとめていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地震防災対策強化アクションプランの策定に当たってどういう点に意を用いて政策立案するのかという御質問であります。

私も、被災地を訪問させていただく中で、やはり地震被害から県民の皆様方の命を何としても守らなければいけないという思いを新たにしたところであります。そうしたことから、今回のアクションプランにおいては、基本目標として、地震災害死ゼロに挑戦ということを掲げていきたいというふうに考えております。

主な項目として5点ほど打ち出していきたいと思っておりますが、耐震化の促進、避難生活の質の向上、初動対応におけるレベルアップ、さらには孤立の発生防止と早期の解消、そして女性、障がい者、高齢者、外国人等様々な方への配慮、こうした点に力を入れて取り組んでい

きたいと思っています。

アクションプランについては、9月の中頃を目途に取りまとめていきたいというふうに考えておりますが、能登半島地震で顕在化した課題、教訓、こうしたものをしっかり踏まえつつ、プラン期間中の4年間で実施していこうとする具体的な取組と目指す目標をしっかりと掲げて、県民の皆様方、事業者、市町村と共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

本県は地震防災対策にこれまでも様々取り組んでまいりましたけれども、今回の能登半島地震を踏まえて、さらに一層充実強化することによってお亡くなりになられる方が極力減少するように全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁いただきました。

25年前に制定された農政の憲法とも位置づけられる食料・農業・農村基本法の本格的な改正が初めて行われます。基本法の改正は、農業者のためだけでなく、私たちの健康や生活の豊かさにも深く関わりがあります。誰にとっても身近な法律改正ですので、これからも関心を持って注視していきたいと思えます。また、答弁でも、国に要請をいただいているということでございますが、これを機に、今まで以上に長野県の農業を守り、農村地域の活性化につなげていただきますよう要望いたします。

男性育休、こども宅食、出産費用の見える化、不登校支援については、国の宝である子供たちが健やかに育つことのできる社会に向けて引き続き議論を重ねていただき、出産・子育てに関する経済的な環境整備はもとより、夫婦共働きが一般的となる中で、子育ても夫婦で行う共育をより推進していただくよう要望いたします。

地震防災対策については、知事からもただいま力強い意気込みをお聞きできました。充実した地震防災対策強化アクションプランが策定されることを望みます。

以上、御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時10分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、県政運営における県民の声について3点、労働生産性向上につながる信州ACEプロジェクト推進について4点、均衡ある県土発展、身近な県政の実現について2点、一括にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは県政運営における県民の声についてであります。

県総合5か年計画においても、県行政・財政改革方針2023においても、ある意味永遠のテーマでもある身近な県政の実現に向け、県民との対話と共創が重要な課題であることが強く伝わってきます。そこで、本質問においては、対話型の行政運営の推進について取り上げていきたいと思っております。

県としては、県民との対話と共創の実現のため、具体的な業務の一つとして広聴業務があり、県政タウンミーティングやしあわせ信州移動知事室をはじめ、様々な場面で、様々な状況に応じて、様々な御意見を多くの県民の皆さんから直接的また間接的に聞く仕組みがあるわけでございます。もちろん、県職員の皆さんが、それぞれの担当業務の中で、日々現場で多くの県民の皆さんから生の声を聞く機会も大変重要であります。

そうした状況の中で、地元要望に関する調査研究や令和5年度第3回県政アンケート調査の結果を踏まえると、共創の推進、対話型の行政運営の推進についての進捗はあまり芳しいとは言えない現状が見えてまいります。

しかし、県行政・財政改革方針2023にある県民との対話と共創の達成目標には、県民等との共創により構築・実施した事業数を令和9年度までに累計25件にする。対話事業参加者の満足度を90%以上にすると掲げられていることを期待しているわけでありまして。そこで、先日、地元の方との会話の中で、「県民の意見って結局どうなるんだ」と、こういった発言があり、そこからヒントを得て二つの取組について調べてみました。

まずはパブリックコメントについてになりますが、こちらは、昨日奥村議員の御質問にもありましたけれども、県が条例や計画、予算案などをつくる過程において、事前にその趣旨や内容を公表し、県民の皆さんから御意見を募り、計画等に反映させる手続であり、広く県民の声を聞くことのできる仕組みであります。

しかしながら、昨年度の意見募集案件28件に対して、1件も意見がないゼロ件案件が7件、1桁の意見数が10件と、パブリックコメントとしての機能が果たせていないと思われる案件が6割程度ありました。ただし、意見の数にかかわらず、県民の皆さんからの一つ一つの貴重な御意見に対して担当課の皆さんが丁寧に県としての考えを示し、対応されている真摯な姿勢は、県民との対話と共創に通じるものがあると評価いたします。

次に、県民参加型予算についてであります。

県政をより身近なものとするため、令和4年度から始まりました県民の皆さんの新たな発想や問題意識を取り入れて県予算を共に創り上げる県民参加型予算には、提案・選定型と提案・共創型の二つの方法があるわけでございます。

提案・選定型については、地域の実情を理解している地域振興局において、予算化に向け事業を選定し、六つの事業が予算化されております。私の地元である上伊那地域材利活用促進事業においても、カラマツ、アカマツなどの上伊那地域産材のアンテナショップやECサイトの開設、まきボイラーを活用した足湯PRイベントなど、地域全体の林業振興につながることへの大きな期待が寄せられているわけであります。一方、提案・共創型においては、提案者とテーマ担当課を中心に対話を重ね、事業検討・構築を進め、信州まつもと空港における賑わい創出事業をはじめ四つの事業が予算化されております。ほかにも、対話型の行政運営に向け様々な取組がされているわけでございます。

そこで、清水企画振興部長に3点お伺いいたします。

1点目として、令和4年度から実施している県民参加型予算について、ほかの県事業と比較して、県民参加型である意義とその取組自体の効果検証についてお伺いいたします。

2点目として、県民参加型予算について、県民の視点を県事業に生かし、県民と県政の距離感を縮め、県民の皆さんにも当事者意識を持ってもらうためには大変有効的な取組であると考えます。

昨年度のパブリックコメントでは、仕組みも手続も県民に分かりにくいと、こういった意見が寄せられておりました。今後、県民参加型予算の提案募集や審査会への参加促進を図るためにどのように情報発信や周知を図っていくのかをお伺いいたします。

3点目として、県行政・財政改革方針2023において、県民との対話と共創を進める上で、県民等との共創により構築・実施した事業数を令和9年度までに累計25件、対話事業参加者の満足度を90%以上という目標を掲げられておりますが、県としての目標設定の考え方と目標達成に向けた考えをお伺いいたします。

続いて、労働生産性向上につながる信州ACEプロジェクトの推進についてであります。

特に、県として推進している信州ACEプロジェクトの取組の中で、働き盛り世代への健康づくり支援、民間への健康経営の普及促進について、民間企業においては働き方改革の一環として、また、従業員の健康づくりを経営課題として捉え、健康経営が広がり始めて久しいわけであります。企業理念に基づき、従業員等の健康増進を努めることによって、医療費適正化を図るだけでなく、労働生産性の向上や組織の活性化をもたらし、結果として業績や株価の改善といった企業価値向上につながるのが健康経営であります。

そうした状況の中、コロナ禍の経験に加えて、昨今の人手不足や従業員の高齢化など、今ま

で以上に健康経営の重要性は高まっているわけであります。さらに、健康経営はコストではなく投資であるのだと、こういった考え方が広まってきていることは大変よい傾向であると感じております。

しかしながら、その一方で、地元の中小企業・小規模事業者の皆さんからは、従業員の健康については個人の問題であるから、企業としてアプローチできることは少ないのだと。日々の業務に追われて後回しになってしまうと。法的拘束力のある安全配慮義務を守るので精いっぱいであると。こういった声があるのも事実でございます。

一緒に働く仲間の健康管理、健康増進について、必要性は強く感じているけれども、結局は個人の問題となってしまうている。組織として何から始めていいのか分からない。継続できるのか心配である。こういった考え方が根底にあることを感じます。こうした考え方は、昨年度一般質問でも取り上げましたが、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、SDGs推進企業登録制度を推進する必要性と同様の背景があると感じます。

それは、中小企業・小規模事業者にとって、多様な働き方や仕事と家庭の両立を図ること、SDGsを推進することへの重要度、必要性は感じているけれども、社内におけるメリット、デメリットを含めた合意形成、進め方などに不安があり、一歩が踏み出せない状況は、企業における健康経営についても似通った状況が見え隠れしています。

そこで、県として推進している信州ACEプロジェクトにおいて、中小企業・小規模事業者との連携や健康経営に対する支援に力を入れるべきと考えます。もちろん、現状においても、働き盛り世代への健康づくり支援として、企業対抗参加型ウォーキングイベントや協会けんぽとの協働による健康づくりセミナー、そして、令和4年に開催されました健康経営実践セミナーでは上伊那の企業の取組が発表されるなど積極的に展開されることは評価すべきところがあります。

しかしながら、さらに働き盛り世代が多く活躍している県内の中小企業・小規模事業者に対して、より強く、より広く健康経営の考え方、取組を加速させるためには、継続的な連携、支援、普及啓発が必要であると考えます。

そこで、笹渕健康福祉部長に3点、渡辺総務部長に1点お伺いいたします。

1点目として、現在県として推進している信州ACEプロジェクトにおいて、働き盛り世代への健康づくり支援の具体的な取組、成果、今後の計画についてお伺いいたします。

2点目として、全国にも健康経営に取り組む事業所に対して行政が積極的にインセンティブを活用し、普及啓発を進める活動が広がっております。長野県においても、信州ACE企業表彰として信州ウォーキング大賞2023を開催し、地元伊那の企業が大賞を受賞したことは大変誇らしいわけでございます。しかしながら、全国的に見ると、長野県の企業、事業所に対するイ

ンセンティブの活用が少し消極的ではないかと感じるところもあります。そこで、全国的な取組に対する県としての考え方と、現在における県内企業等との連携や支援状況についてお伺いいたします。

3点目として、国では、健康経営優良法人を規模別に認定する制度がございます。県内では、大規模法人部門がホワイト500を含め38法人、中小規模法人部門がブライト500を含め552法人となっております。県として、認定法人数、年度別認定推移なども含めて、健康経営優良法人制度に対してどう受け止めているのか。以上3点を笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

4点目として、健康経営の観点からになります。信州ACEプロジェクトと連動して県職員が健康づくりを率先して実行に移し、健康で活躍するACE県庁により健康経営を目指しておりますが、これまでの取組状況とその成果、今後の計画について渡辺総務部長にお伺いいたします。

最後に、均衡ある県土発展、身近な県政の実現についてであります。

私自身、昨年4月より、地元の皆さんのお支えがあって、伊那市区選出の県議会議員として、最初の1年間、県政発展のために取り組んでまいりました。それ以前は、6期24年と長きにわたり均衡ある県土づくりを目指していた県議会議員がおりました。

令和5年2月定例会、最後の一般質問においても、均衡ある県土づくりについて質問、提案をしたと記憶しております。

内容は、リニア駅中央新幹線の開業効果を一部の地域にとどめるのではなく、いかに県内に波及させていくのか。つまり、長野県駅（仮称）を中心に、飯田・下伊那は当然のことながら、伊那谷、上伊那、木曾、諏訪圏域、中信、東北信へと、人、物、金、情報の流れをつくり、長野県の発展のために生かさなくてはならない。特に、広大な面積を誇る長野県、市町村の枠を超えた広域行政という観点からも、鉄道をはじめ地方公共交通網の利便性向上を具体例に、県の果たすべき役割は大きいという問題提起でありました。加えて、地域の将来を担う人材育成、人材確保の拠点として、南信工科短大への期待感も強く伝わる内容でありました。

そして、阿部知事からは、伊那谷についてはリニアバレー構想をどう具現化するのが重要であり、具体的には、三遠南信自動車道をはじめとする道路インフラ整備、南信工科短大のさらなる発展、木曾谷・伊那谷フォレストバレー推進などへ全力で取り組む旨の御答弁がありました。

そこで、阿部知事に、基本的な考え方になりますが、2点お伺いしたいと思います。

実は、私自身、昨年1年間、4度の一般質問を経験させていただきましたが、まだ一度も阿部知事に質問しておりません。ですので、本質問が初めてとなります。県議会議員としての役割を与えていただき、一般質問の機会を与えていただき、阿部知事に何を質問しようとずっと

考えておりましたけれども、やはり最初は、私の地元の思い、願いもそうですが、自分自身として県政発展に向けた軸足の一つである均衡ある県土発展についてお伺いしたいと思います。

本県においては、広大な県土、77もの市町村、8県との隣接、それぞれの地域が独自の生活圏、経済圏を有し、分散型の県土を形づくっているがゆえに、どのように均衡ある県土発展を実現すべきなのか、阿部知事に基本的なお考えをお伺いします。

そして、次に、均衡ある県土発展と同様に、県政発展に向けて重要視している身近な県政についてであります。

県としても、最初の質問でも取り上げましたが、県民との対話と共創、この考え方の下、県政情報の発信をはじめとする広報業務、県民の声を聞く広聴業務と様々な取組を実践されております。

阿部知事においても、身近な県政実現に向けて、県内77市町村全てにおいて県民対話型集会を開催するなど、それぞれの地域の実情や課題について、県民の皆さんの生の声を多く聞かれたかと思えます。そうした積極的に地域に足を運び、耳を傾け、いただいた御意見を県政に反映させようとしている実行力には大変期待しております。

しかしながら、私自身に対する叱咤激励も含めて、地元の皆さんからは、長野県政はやはり遠い。距離感を感じる。身近とは言えない。こういった声をたくさん頂戴いたします。

昨年の県民世論調査、阿部県政13年をテーマとしたアンケートにも、「日ごろ長野県政を身近に感じていますか、いませんか」、この問いに対して、約6割の皆さんが感じていないとの結果も公表されております。

そこで、阿部知事に2点目としてお伺いいたします。

知事は、対話と共創を掲げ、県民の意見を県政に反映させるべく様々な取組を実施しておりますが、現時点における手応えと、今後さらに加速させるためのお考えをお伺いいたします。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には3点お尋ねをいただきました。

まず、県民参加型予算の意義と取組の効果検証についてお答えいたします。

県民参加型予算は、それぞれの地域の課題をテーマに、県民からの提案事業を県民目線で選定いただく提案・選定型と、提案いただいた内容を基に県民と対話を重ねながら共に事業を構築する提案・共創型の二つのスキームで実施しております。通常の県事業の予算化プロセスと比較し、県民、企業等の新たな発想や問題意識を県の事業構築に取り入れられる点や、県民の県政への参加意識の醸成につながる点が本取組の意義であると認識しております。

実際に、提案や審査に参加いただいた県民や事業構築に関係した職員などからは、様々な世代の県民や民間事業者から、県職員とは違った視点からのアイデアをいただけた。地域住民の

皆様と地域の課題認識を共有する機会となった。関係者の地域課題解決に取り組む意欲を引き出すことにつながったといった声があり、一定の成果が上がっているものと考えております。

一方、さらに幅広い県民に参加いただく上では、テーマ設定や事業の提案募集方法等に一層の工夫が必要であるといった課題もあると考えております。今後も、県民参加型予算を通じて対話と共創による県政をさらに進められるよう、改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民参加型予算に係る情報発信や周知についてお答えいたします。

県民参加型予算の提案・選定型と提案・共創型では、提案者や手順等がそれぞれ異なるため、各制度の分かりやすい情報発信と周知が重要です。このため、県公式ホームページでは、二つのスキームを整理したページを作成し、制度全体を分かりやすく紹介しているところです。

その上で、提案・選定型につきましては、令和5年度の提案募集に当たり、制度の内容や提案手続などを丁寧に解説した県民向けガイドブックを新たに作成し、配付したほか、公募の審査員に若者の参加を募るため、県内の高校、専修学校等と連携し、学生に応募を呼びかけるなど、周知広報の強化に取り組みました。

また、提案・共創型については、包括連携協定企業やSDGs推進企業などに対して重点的に周知を行うなど、募集テーマに応じた広報の工夫を図っているところです。

今後も、県公式LINE等の新たな発信ツールの活用など様々な工夫を加えながら、より多くの県民が関心を持ち、参加していただけるよう、分かりやすい情報発信や制度の周知に努めてまいります。

最後に、共創に関する目標設定の考え方と目標達成に向けた見解についてお答えいたします。

まず、共創による事業数につきましては、県民参加型予算（提案・共創型）のテーマ設定を参考とし、年間5件の事業構築に令和5年度から9年度まで5年間取り組むといたしまして、計25事業を実施目標としたところです。

昨年度は、学生団体や地元経済界等との共創による信州まつもと空港における賑わい創出事業などを具現化し、本年度も、プロスポーツチームとの観光地域づくりなど四つのテーマで共創による事業構築に着手しており、目標達成に向けて着実に取組を進めてまいります。

もう一つの対話事業の目標でございますが、対話と共創による県政を進める上では、県民との効果的な対話を行うことが重要でありますから、指標として対話事業参加者の満足度を設定したものであります。この目標達成に向けて、対話テーマに最適なファシリテーターの起用や参加者間でのグループワークなど、参加者が対話を行いやすい仕掛けに工夫を凝らしていきたいと考えております。

また、県職員の間では、研修や民間の外部人材の活用などを通じて職員一人一人が対話を積

極的に行う共創マインドの醸成を図ってまいります。

こうした取組により、広く多様な県民の声を取り入れ、共に課題解決に取り組む対話と共創による県政に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

まず、信州ACEプロジェクトの働き盛り世代への健康づくり支援についてでございます。

具体的な取組といたしましては、議員のお話にもありましたとおり、2018年度からスマートフォンアプリを用いた企業対抗の参加型ウォーキングイベントである信州ウォーキング大賞を開催しております。

参加者は、開催初年度から年々確実に増加しており、昨年度は過去最高の約8,200名の方に御参加いただきました。働き盛り世代の健康づくりに対する意識向上や運動習慣定着の一助になっていると考えており、引き続き今年度も開催する予定で、現在参加者募集の広報を開始しております。

また、今年度は、働き盛り世代を含め、外食利用が多い世代に対する食環境整備を強化する予定でございます。健康に配慮したメニューを提供するレストランやスーパーの拡充に加え、これらの事業者へ御協力いただき、新たにスタンプラリーを開催し、健康的な食事を選択する意識を高めてまいります。このように、健康への意識づけと環境整備の両輪により健康づくり支援を一層進めてまいります。

次に、健康経営に取り組む企業等へのインセンティブについてでございます。

健康経営は、企業が従業員の健康増進を図ることで、労働生産性の向上や組織の活性化が期待できることから、県としましても、企業を支援するためのインセンティブは重要であると考えております。

現在、県としましては、議員のお話にもありました信州ウォーキング大賞で受賞した企業を健康ACE企業に認定し、県のホームページ等で広報する取組に加え、企業が健康教室を開催する際、効果的な運動を指導する運動アドバイザーを派遣する取組を行っております。

このような取組については、市町村や企業等で構成する信州ACEプロジェクト推進ネットワークを活用し共有を図るとともに、協会けんぽと協働した健康経営セミナーの開催により健康に取り組む企業の増加を図ってまいります。

今後は、他県の取組も参考にしながら、健康ACE企業の広報の拡充を図るほか、市町村や企業と連携したさらなる支援策を検討してまいります。

最後に、健康経営優良法人の認定状況と取組の受け止めについてでございます。

経済産業省が認定する健康経営優良法人認定制度は、健康経営を推進する企業にとって有益な制度であると認識しております。

長野県内では、お話にありましたとおり、2024年に590法人が認定されており、その中でも、中小規模法人部門は552法人で全国7位であり、5年間で約6.4倍に増加しております。このことは、県内の中小企業の意識の高さもさることながら、県が2018年度より健康経営セミナーの開催を支援してきた成果であるとも考えております。

県では、中小企業融資制度におきまして、健康経営優良法人に対する貸付利率の引下げも行っており、これもインセンティブの一つと考えておりますが、引き続き認定制度の周知などを通して県内企業の健康経営の取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはACE県庁の取組状況、成果、今後の計画についてのお尋ねでございます。

ACE県庁では、アクション、チェック、イートの三つを柱と位置づけ、職員の自主的な健康づくりを応援するマイエースチャレンジへの参加促進や、健康診断、歯科検診の受診勧奨、県庁や合庁食堂でのヘルシーメニューの提供などに取り組んでいるところでございます。

成果といたしましては、これまでに、マイエースチャレンジには延べ約2万3,000人が参加したほか、取り組み前の平成26年度と令和5年度の数値を比較しますと、健康のために運動している職員の割合は52.8%と4.8ポイント増加、歯科検診受診率は48.4と16.5ポイント増加、このほか、定期健康診断受診率は97.3%と高い水準を維持しているなど、職員の健康に対する意識の高まりが見られるところでございます。

一方、取り組み開始10年を迎え、マイエースチャレンジ参加者の減少や、年齢とともに高くなる肥満者の割合などの課題も見えており、コロナ禍を経て、改めて自身の健康やACE県庁の取組に興味を持っていただくことが重要と認識しております。

このため、今後、ACE県庁の意義や効果的な取組事例などについて、庁内広報や健康相談等を通じて発信を強化するとともに、全国展開するスポーツジムのノウハウを活用した健康づくり講座を新たに開催するなど、職員の動機づけやACE県庁への参加を促し、職員一人一人が健康で活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）向山議員から満を持して私に対する最初の御質問を頂戴いたしました。お父上への敬意も表しながらお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、均衡ある県土の発展をどのように実現していくのかという御質問でございます。

長野県は、私から改めて申し上げるまでもなく、非常に広大な県土であり、また、南北に広い県でありますので、それぞれの地域ごとに気候、風土、歴史文化、様々な違いがございます。

そうした中で、県政運営を担う私としては、基本的には、県民の皆様方の幸せの実現、そして長野県全体の発展のために取り組んでいくわけでありますけれども、一つは、県民全体の幸福度の向上、国の言い方を言えばナショナルミニマム、長野県であれば信州ミニマムとでも言えばいいのかと思いますけれども、皆様方がどこに暮らすにしても必要不可欠なサービスをしっかり提供できるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

その一方で、地域における最適を実現していくというローカルオプティマムではありますが、ナショナルミニマムあるいは信州ミニマムとローカルオプティマム、地域最適の両面をしっかりと意識して取り組んでいくということが大変重要だというふうに考えております。

先般、地域公共交通計画を策定いたしました。例えば、通院・通学については、保障すべき移動の内容について明記させていただき、どの地域にお住まいの方についても一定の移動の確保をしていこうという方向性を出させていただいたところでございます。

また、子育て家庭応援プランにおいては、保育料や医療費の軽減について市町村と連携して県内全体の水準を上げていこうというふうに考えておりますし、その一方で、例えば、きめ細かな子育て支援策については、県が一律に行うよりも、むしろ市町村の取組を支援するほうが望ましいということで、交付金によって支援するという形を取らせていただきました。

このほかにも、例えば、産業の振興や観光の振興は、やはり地域の特性、持ち味が本県の場合はかなり違いますので、県一律の視点、県一律の目的だけでなく、それぞれの地域の実情に合った取組をしっかりと支援していく、また、県としても、それぞれの地域特性を踏まえた取組を行っていくということが県全体の発展にとっては極めて重要だというふうに思っております。

日本の社会全体は、言わばナショナルミニマムを達成するための中央集権的な仕組みで一定程度成果を上げてきたわけでありますが、正直に申し上げれば、その仕組み、システムがいまだ変わらないので行き詰まっているのではないかと考えております。

そういう意味では、ナショナルミニマムを達成するために犠牲にしてきたものをもう一回取り戻しつつ、地域最適をどう取り戻すかということが国と地方の関係でも大変重要になってきています。

一方、我々県も、広域自治体として、市町村との関係では、常に画一的、一方的な考えを押しつけるということではなく、むしろ地域の思いや市町村の皆様方の考え方、そういう部分を丁寧にお伺いして応援することで長野県におけるローカルオプティマムをしっかりと実現してい

くということが極めて重要だというふうに思っています。

この信州ミニマム、ローカルオプティマムの両面をしっかりと意識しながら県土の発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それから、対話と共創の取組の手応えと今後という御質問でございます。

まず、対話についてであります。今期就任以降、全市町村を回って対話を行わせていただきました。また、各部局においても、それぞれ対話を積極的に行うように取り組んできています。

そうした中で、先日、人口問題を議論する場においても、県の職員にファシリテート役をやってもらっていますけれども、県民の皆様方との対話の仕方も、県組織全体として大分レベルアップしてきているのではないかとこのように思っています。

広い長野県でありますので、まだまだ十分であるとは言いきれないわけではありますが、ただ、いい方向には向かいつつあると思えますし、それぞれの職員が頑張っ努力してきているというふうに思っており、感謝しております。

その一方、共創については、率直に言ってまだまだこれからかなというふうに思います。県民参加型予算を導入させていただきましたが、具体的な成果をこうだというふうに申し上げるにはもう少し時間がかかる部分もありますし、また、これから人口減少について県民会議を設置して、オール信州で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、まさに長野県として最大の共創の取組になるというふうに考えております。

課題が非常に複雑多様化している中であって、我々行政だけでできることには限界があるというふうに思っております。そういう意味では、市町村はもとより、企業やNPO、幅広い県民の皆様方としっかり問題意識と方向性を共有しながら、この共創という視点を強く持って県政を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどのローカルオプティマムの関連で申し上げれば、対話と共創を進める中で、例えば、対話の中で、薬草振興やサウナの振興といったような御意見もいただきました。我々は県民起点で県政を進めているところでありますが、どうしても国からのインプットが非常に多いです。国からいろんな通知が来たり、こんな法律ができたからこれをやってくださいと。それは、まさにナショナルミニマム、国としての考え方に基づく政策であって、全部無駄だとは思いませんけれども、やはり我々は自治体でありますから、むしろ地域の声、県民の声、まさにここを起点に取り組んでいくということが重要だと思っています。

この対話と共創は、単に看板を掲げるだけでなく、本当の意味で県民の皆様方の思いや考え方に寄り添って県政を進めることができるようにさらに努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

[17番向山賢悟君登壇]

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御丁寧にお答えをいただきました。

県民の皆さんの声をいかに県政に反映させていくのかについては、何をもってどれだけ反映できたのかという指標や判断基準は難しいところでありますけれども、御答弁にもありました県としての県民参加型予算をはじめ、県の情報発信としての広報業務や、受け取る側としての広聴業務など、様々な方法、仕方、仕組み、事業、政策等に取り組んでいることを理解いたしました。引き続き、積極的な取組と併せて、県民の皆さんにできるだけ分かりやすい情報発信をお願いしたいと思います。

また、信州ACEプロジェクトについては、今回働き盛り世代への取組について焦点を当てさせていただきましたが、現在、全国平均を上回る6割以上の県内企業が健康経営に取り組んでいることは県としての後押しがあつてのことであると、笹渕健康福祉部長のお答えで理解することができました。

ただし、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、また、SDGs推進企業登録制度、そして今回の健康経営優良法人制度は、決して認証企業、法人数を増やすことが目的ではなく、県や国の認証制度を活用して、県内の中小企業・小規模事業者の実態に合わせた運用がなされることによってそれぞれの企業の生産性が上がり、また、職場環境がよくなり、人材確保につながるといった、ひいては県内経済が活性化することを期待するわけであります。

最後に、均衡ある県土発展は永遠のテーマの一つであるわけではありますが、身近な県政同様に、何をもって均衡と言えるのか。各地域の事業着手率であるのか、予算配分であるのか。また、交通アクセスの利便性であるのか。交流、関係、定住人口など人の動きなのか。人口格差の問題、経済格差の問題、医療格差の問題、インフラ格差の問題、さらに言えば、それぞれの地域によって均衡の受け取り方も様々なのかもしれません。

しかし、今阿部知事から基本的なお考えを伺い、均衡ある県土発展、身近な県政の実現に向けて6期24年取り組み続けてきた前県議と同じ思いを持つ自分自身としては、信州ミニマムをはじめ、阿部知事のお考えを大いに参考にさせていただきたいと思います。

以上、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝野智行議員。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告に従い3項目質問させていただきます。

初めに、松本食肉処理施設、畜産農家への支援について。

今月5日の信濃毎日新聞に、「長野県食肉公社が松本で運営 食肉施設移転に新候補地」との見出し記事が掲載されておりました。松本食肉処理施設の地元に住んでいる自分としては、ようやくかとの安堵のため息をついたところでございます。

記事では、松本の食肉処理施設の移転新築について、今月4日に4回目の松本食肉施設整備支援検討会が開催され、新たに挙げた候補地1か所が、前回の検討会で絞った3か所と合わせた中で最適地として検討することとなった。また、県は国庫補助の活用を念頭に、市町村を含むオール長野での支援をとの内容でありました。

本施設の移転について、臥雲松本市長は、松本市議会2月定例会において、食肉公社の株主であるとともに市有地を無償で貸し付けている地権者。ただ、株主としては持ち株比率3.91%と相当に小さいもの。これに対して、松塩地区広域施設組合の管理者という立場は、食肉公社の立場とは異なり、極めて大きな責任を担っている。32万人のごみ処理を安全かつ適切に行える環境を整えること。そして、ごみ処理行政に多大な協力をいただいていた地元の皆様の要請に応え、この食肉処理施設移転問題を円滑に進めることは最大の責務と考える旨、述べております。

また、同議会で、担当部長も、市有財産使用貸借契約第13条第2項に基づき、地元との約束などもあり、令和4年1月に市有地返還を求めた。当初、返還期限を令和6年度末までとしたが、JA全農長野等からの要請を受け、令和8年度末まで2年延長した。さらに、本年1月、JAグループから新たな食肉処理施設が整備されるまで現在地で業務継続ができるよう返還期限の延長を要請され、市としては、大幅な延長は難しいが、できるだけお応えしたいと回答した旨、述べております。

そこで、質問であります。

松本市は、食肉処理施設のある地元地区住民が早期移転を求めていること、4市村のごみ行政を担っている組合の管理者である状況下、令和15年の新ごみ処理施設本格稼働に合わせての建設スケジュールでは大幅な土地返還期限の延長は難しいとの立場を表明しております。

昨年、公明党長野県議団で長野県食肉公社に赴き、空白期間が生じた場合の様々な問題をお聞きするとともに、屠畜解体作業現場も視察させていただきました。仮に、空白期間が生じた場合には、従業員、特に熟練作業が必要な職人、輸送コストなど様々な影響が出ると推測されることを踏まえ、県が設置している検討会の役割が大変重要となってくると考えます。今後の検討会での進め方について農政部長に伺います。

知事は、国庫補助の活用を念頭にと、昨年、県内出身の宮下農林水産大臣へ国庫補助事業の要件緩和、要件の適用除外の要請をされておりますが、国庫補助も含めた支援の枠組みについてどのように考えておられるのか。農政部長に伺います。

毎年5月下旬から10月中旬までの期間、美ヶ原牧場で牛が放牧されております。同牧場を運営する美ヶ原牧場畜産農業協同組合の会合に先日出席いたしました。300頭の見込みが、まだ150頭しか牧場に上がってきていない。飼料の高騰で廃業や頭数を減らした農家があるのも原因と思われるとのことのお話でありました。

知事は、食肉処理施設の健全経営のためには、畜産農家の頭数増加といった生産基盤の拡大が重要であり、支援していきたいと思うと2年前の議会で述べておられます。第4期長野県食と農業農村振興計画に基づいて具体的な政策を実施されているとは思いますが、畜産農家の現状は大変に厳しいということでもあります。

肉牛、乳牛、豚の畜産農家数と頭数の状況はどうなっているのか。また、今後の見通しについて、さらに、畜産農家への経営的支援と育成について、県の取組を農政部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、松本食肉施設整備支援検討会の進め方についてのお尋ねです。

第4回支援検討会では、JAグループの子会社であり、既存施設の運営を担う株式会社長野県食肉公社から、施設建設の事業実施主体となり経営を継続する旨の表明が、また、これまでの3か所の候補地に加え、新たな候補地の提案があり、食肉公社から新たな候補地が最適との発言があったところでございます。事業の主体が決定したこと、候補地が絞られてきたことを踏まえ、今後は、早期の移転・新設に向け、施設建設に向けた支援の枠組みづくりについてスピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、支援の枠組みについてのお尋ねでございます。

食肉処理施設は、県産畜産物を県内へ供給する重要な施設であり、JAグループからは、建設に際して行政による最大限の支援を求められているところでもあります。こうしたことから、最も有利な国庫補助事業を最大限活用した上で、県、77市町村、JAグループによるオール長野での支援体制の構築を目指してまいります。

次に、畜産農家の飼養動向及び経営支援・育成についてのお尋ねです。

直近3年間の動きを見ると、農家戸数は、養豚で23%、乳用牛で18%、肉用牛で13%減少している一方で、飼養頭数は、肉用牛で4%増加しているほか、養豚で15%、乳用牛で6%減少と、農家戸数と比べ下げ幅は小さくなっております。一方、規模拡大には意欲的で、1戸当たりの平均飼養頭数は15%程度増加しており、今後、畜種による差はありますが、頭数の増加も期待できるところでございます。

経営面では、家畜保健衛生所、農業農村支援センターによる技術指導に加え、設備投資への国庫補助の活用、県独自の機械の無償貸出制度を創設し飼料増産を図るなど、総合的な支援を

行っているところでございます。加えて、規模拡大を目指す若手農家や法人に対する空き畜舎や遊休地の活用支援などを進め、持続性のある足腰の強い畜産農家の育成を図ってまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）農政部長にそれぞれ御答弁いただきました。

松本の食肉処理施設については、今回の検討会を注目させていただきながら、早期に全ての関係者にとって納得のいく結果になるよう、県のリーダーシップの下、導かれることを期待いたします。

また、食肉の流通量は、農家戸数また頭数ともに微減ということではありますが、伸びる見込みはあるということでございます。しかしながら、従前のこの畜産農家が経営を継続していかれるように、県の支援と次世代経営者の育成につきましてしっかりと取り組んでいただくことを求めています。

次に、2項目めの多様な働き方について質問いたします。

県は、今年度、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を実施しております。公明党長野県議団としても提案、推進してきた事業で、県の取組を評価いたします。

本事業は、1年間で、支援企業の選定から業務の切り出し、隙間時間の就業希望者とのマッチングまで行い、さらにそれを横展開していく内容となっております。

まず、年間のスケジュールはどのようにされているのでしょうか。また、10社程度を選定して実施するとのことだったと思いますが、幅広い業種で選ぶということによいでしょうか。想定、見込まれている業種を伺います。

本事業で求人見込みとなった高齢者について、高齢者の活躍や人材確保育成を事業としているシルバー人材センターとの兼ね合いは大丈夫でしょうか。また、本事業は来年度以降も継続した事業と考えているのか。以上、産業労働部長に伺います。

昨年度から、観光スポーツ部において、宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業を野沢温泉村と松本市で実施しております。現在までの同事業の状況について、また、同事業同様に業務の切り出し等を行うライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を実施する産業労働部との連携調整について観光スポーツ部長にお伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には4点御質問をいただきました。

初めに、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業のスケジュールについてでございます。

この事業は、子育て中の女性や障がいのある方、シニアや副業希望者など多様な人材の労働

参加と県内企業の人手不足解消を目的としており、去る6月24日に専用サイトを構築しまして長野ダイバーシティワークとして開始したところでございます。

このサイト構築に合わせ、女性の活躍推進や障がい者の雇用、業務切り出しワークショップなどの各種セミナーを8月から12月にかけて10回開催しまして、勤務時間限定正社員制度や超短時間勤務、マッチングアプリを活用したスキマバイトなど多様な働き方の導入機運を図っていく予定であります。

また、このセミナーの開催と並行しまして、業界団体と連携しながら多様な働き方の導入に積極的な企業を募集、選定し、選定した企業の現状把握、業務切り出しから多様な人材にマッチする求人の作成までを伴走して支援。さらには、求職者とのマッチングについても県の地域就労支援センターのサイト等を通じてサポートするといった一貫した取組を行います。

令和6年度内に導入事例を長野ダイバーシティワークの専用サイトに掲載することで、各業界のモデル事例として横展開し、普及を図ってまいります。

次に、業種の選定についてでございます。

長野ダイバーシティワークの趣旨であります多様な人材の労働参加と県内企業の人手不足解消を図るためには、多様な働き方の導入を通じて選ばれる企業を増やしていくことが重要であります。業種の選定に当たっては、例えば、医療・介護、建設、運輸など、いわゆる人手不足分野を中心に、今後幅広く選定していく予定でございます。

次に、シルバー人材センターとの兼ね合いについてでございます。

シルバー人材センターを通じて提供される就業は、高年齢者雇用安定法の規定に基づきまして、原則として臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業とされているところでございます。

これに対しまして、長野ダイバーシティワークが切り出す業務につきましては、恒常的または長期的な就業や専門的スキルや資格を必要とする業務など、シルバー人材センターが提供しないものを主に想定しておりまして、すみ分けが可能と思っております。今後、本事業の推進に当たりましては、シルバー人材センターとも十分に意思疎通を図りながら、シニアが多様な選択肢から自身の希望する仕事に就けるよう取り組んでまいります。

最後に、来年度以降の継続意向についてでございます。

今年度、長野ダイバーシティワークにより構築したモデルを機運醸成のセミナーなどを通じて横展開することが多様な働き方を導入する企業の増加につながり、ひいては県内企業の人手不足の解消に資するものと期待しております。

このため、来年度以降についても、多様な人材の労働参加をさらに進めるべく、長野ダイバーシティワークを継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊業に関するモデル事業の取組と産業労働部との連携などについてお問合せがございました。

まず、これまでの取組状況ということでございますけれども、本事業は、宿泊業における業務効率化に向けた改善計画の策定と、短時間勤務の求人情報の作成や採用活動を伴走支援するためのものがございます。

公募で選定いたしました松本市と野沢温泉村で、15の施設を対象に、専門コンサルタントによるワークショップが今月からスタートしておりまして、DXの推進や作業工程の見直しなどを検討し、秋頃までに求人、採用につなげていく予定でございます。

産業労働部との連携などでの御質問でございます。

本事業は、産業労働部の事業とともに、しあわせ信州創造プラン3.0の中で、人口減少下における人材確保プロジェクトの取組に位置づけられております。

宿泊業は、調理工程や清掃など、マニュアル化することで短時間勤務として切り出せる作業が多いということ、それから、同じ業種が地域内で一定程度集積しているというような特性に着目しておりまして、観光地域を単位としたモデル事業として実施しております。

一方で、産業労働部は、事業所を単位としての事業でありますので、それぞれの事業の成果や課題を相互に共有するとともに、取組事例の発信などによりまして、幅広い分野への事業改善の展開につなげていく予定でございます。多くの産業分野で共通する人材確保という課題に対しまして効果的な施策を講じられるよう連携を密にしていきたいと思います。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

産業労働部の事業、観光スポーツ部の事業、ともに見込んだ成果が出て、今後県内の幅広い職場で人手不足が補えるようになることを期待いたします。

それでは、3項目めの沖縄県との交流促進について質問いたします。

信州まつもと空港がある地元松本市周辺の方々からは、知事が目指しておられる沖縄県との定期便について、「いつ頃できますか」「松本から沖縄に飛んでいければ便利ですよ」など実現を期待する声を多くお聞きいたします。そこで、まず定期便具現化へ想定しているプロセスを伺います。

昨年度沖縄県の空港と信州まつもと空港を結んだチャーター便は、JTA8便、FDA10便の計18便と、令和4年度実績の20便に達しませんでした。この要因と本年の見通しについて。

昨年9月定例会での私の質問に、これまで、JTAによる沖縄発チャーターは双方向となっているが、FDAによる松本発チャーターは長野だけの募集旅行になっているという課題がある。沖縄でもFDAチャーターによる募集旅行が造成され、双方向チャーターが実現できるよう考えている旨の御答弁をいただきました。このことは大変に重要なことと思いますので、実現に向けての現在の取組状況と見通しについて、以上3点、交通政策局長に伺います。

県で実施している観光プロモーション事業に、関西圏や沖縄県をターゲットとした広域観光の促進がありますが、沖縄県への取組をお伺いいたします。

今年度、観光部が観光スポーツ部に組織変更されました。沖縄県も、バスケットボールをはじめとしてスポーツに力を入れているところがあります。観光とスポーツの融合という観点の中で、昨年就任いただいた齊川慶一長野沖縄交流アドバイザーに、これからの観光を考える上でも積極的に助言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。以上2点、観光スポーツ部長に伺います。

若者の交流、特に子供たちの交流は大変重要と考えます。それには、両県の市町村同士で子供たちの交流に取り組むなど、首長への働きかけを行う必要があると考えますが、こども若者局長に見解を伺います。

長野県と沖縄県が連携協定を結んで1年が経過いたします。その中には、「将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進」という項目がありますが、その実現には、長野県と沖縄県とのさらに重層的な交流が必要となります。知事は今後の沖縄との交流連携をどのように展望されているのか、伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、沖縄との定期便化の実現に向けたプロセスについてでございます。

沖縄との航空便につきましては、平成22年度からチャーター便の運航を重ね、令和2年度からは本格的なチャーター便誘致の取組を始めたところでございまして、今後定期便の実現につなげていくことが課題となっているところでございます。

一方で、松本空港は、標高が高いことに加えまして、滑走路が短いといった立地上の制約があるため、機材によっては搭乗制限が生じ、特に、気温が高くなります3月から10月の初旬は揚力を得ることが難しくなり、就航条件がさらに厳しくなるという状況でございます。

また、定期便の就航には航空会社の採算が確保できることが前提でございまして、特に、沖縄から長野へ向かう恒常的かつ安定的な需要があることが最大の条件となります。こうしたことから、観光スポーツ部と連携しまして、旅行会社や航空会社の協力も得ながら、今後さらに本県ならではの冬の観光資源のPRを強化し、沖縄から長野へのさらなる観光需要の掘り起こ

しと定着を図ってまいります。

その上で、松本空港と那覇空港を結ぶ冬期の連続チャーター、プログラムチャーター、さらには季節便の就航と、こうしたプロセスによりまして、地元住民の皆様の理解も得ながら定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

なお、松本空港からの神戸線や福岡線の乗り継ぎによる沖縄との往来も可能でございますことから、利便性の向上に向け、航空会社に対し、運航ダイヤの改善や預け入れ手荷物の引継ぎ、いわゆるスルーバゲージの実現などを働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、沖縄チャーター便の実績と今年度の見通しについてでございます。

沖縄チャーター便の運航は、令和2年度に4便、令和3年度に10便、令和4年度に20便と、毎年実績を重ねてきたところでございます。

昨年度は、JTA（日本トランスオーシャン航空）とFDA（フジドリームエアラインズ）により20便の運航が予定されておりましたが、FDAの機材の退役によりましてチャーター便用機材の減少があったこと、また、コロナ禍後の海外旅行の需要回復による沖縄離島への旅行需要の減少、こうしたことなどが影響しまして、実績は18便となったところでございます。

現在、今年度秋以降のチャーター便就航に向けまして、旅行会社での旅行商品造成と、それに基づく航空会社での運航計画の策定が進められているところでございますが、県としましては、旅行商品造成への支援を強化し、時期を逃さず両者への働きかけを行うことで沖縄チャーター便の便数の上積みに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、FDAによる双方向チャーター便の実現に向けた取組状況と見通しについてでございます。

昨年の9月定例会で答弁しましたとおり、現在、沖縄と長野の双方向で旅行商品が販売されます双方向チャーター便につきましては、沖縄に拠点を置きますJTAによるものは実現されているところでございますが、FDAによるものは実現できていないという課題があるところでございます。

この原因としましては、FDAの松本発の便は、航続距離の問題で途中給油を行う必要があるため、折り返しの沖縄発の出発時刻が遅くなりまして、沖縄の観光客の滞在時間が短くなってしまうことが一つ。また、FDAは沖縄に拠点を保有していないため、現地旅行会社へのPRが不足していることなどが考えられるところでございます。

昨年9月定例会後、私も11月に沖縄を訪問いたしまして、直接沖縄の旅行会社に対しFDAチャーター便の活用を働きかけたところでございまして、会社側からは、FDAの機材が団体旅行募集に適した大きさであることや、沖縄へのチャーター便の運航頻度が多いことなどが強みになりますと、こういう評価をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、F D Aに対しましては、沖縄と長野の双方の旅行商品が組みやすい運航ダイヤの工夫や沖縄の旅行会社との連携を促すとともに、県としましても引き続き長野県観光の魅力をPRし、旅行商品造成に向けた働きかけを強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には2点の質問がございました。

まず、沖縄への取組についてでございます。

昨年3月に本県と沖縄県が締結した交流連携協定を踏まえまして、沖縄県からの誘客に取り組んでいるところでございます。今年度は、沖縄県から長野県へ誘客する旅行商品の造成を図るため、一般的な旅行に加えまして、教育旅行の商談会を沖縄県内で開催する予定でございます。

また、営業局と連携いたしまして、本県産の農産物の旬の時期であります秋頃を想定しておりますが、イオンをはじめとした現地の小売店などで実施する物産販売とともに長野県観光のPRを行う予定でございまして、山岳高原観光地としての本県が誇る景観や温泉、四季折々の変化、長野県ならではの食など、本県の魅力を伝え誘客につなげてまいります。

次に、齊川アドバイザーからの助言についてという御質問を頂戴しております。

齊川氏でございますけれども、本県出身であるとともに、長年国内外のホテル業界で活躍されておまして、現在は沖縄県を拠点に活躍されていることから、長野県と沖縄県の橋渡し役として、昨年7月、長野沖縄交流アドバイザーに御就任いただいたところでございます。

就任以降、これまで、例えば、沖縄県内の旅行トレンドや観光関連事業者の抱える課題はどういったものか。あるいは、視察先としての沖縄県内の先進的な観光施設はどういったものがあるか。さらには、長野県産品の沖縄県内における戦略的な売り込み方法、こうしたものにつきまして助言や情報提供をいただいております。

沖縄県は、プロバスケットボールチーム「琉球ゴールデンキングス」をはじめ、多くのプロ野球選手を輩出するなど、スポーツと観光が融合した地域でございます。齊川アドバイザーから、例えば、プロスポーツを活用した観光客の周遊策や沖縄県の皆様の興味を引くことが可能なアウトドアコンテンツなどにつきまして、沖縄県での商談会の機会にお会いし、お話を伺ってまいります。

私からは以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には、沖縄県との交流促進のうち子供の交流に

ついて御質問をいただきました。

沖縄県との子供の交流につきましては、令和3年度から、日本財団の助成金を活用し、子ども第三の居場所を利用する子供たちの交流を実施してきておりまして、これまで、長野県からは、30人余りの子供たちが、相互訪問4回、オンライン8回と沖縄の子供たちとの交流を深めてまいりました。

県内から参加した子供たちは、実際に沖縄の文化や歴史、自然に触れ、また、ふだん出会う機会がない沖縄の子供たちと交流することができましたので、その後の生活や行動面において、自己肯定感が芽生えるなど、その交流体験は子供たちの心身の成長に大きく寄与するものと考えております。

また、昨年11月の渡辺産業政策監の沖縄訪問の際には、両県の市長同士の懇談の場が設けられ、両県の子供たちの交流の重要性についても認識を共有されたと伺っております。

御提案のありました市町村同士での子供の交流につきましては、両県の市町村の意向を確認しながら、沖縄県の担当課とも連携して、より多くの子供たちが交流体験の機会が得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、沖縄県と長野県との重層的な交流に向け、今後の交流連携をどう展望しているのかという御質問をいただきました。

今後、定期便の就航の実現をはじめ、連携協定に掲げた取組の成果を上げていくためには、私ども県はもとより、市町村、企業、民間団体など、両県の間で様々な交流を広げていくことが大変重要だというふうに考えております。

このため、御質問にありました観光交流や子供たちの交流の推進はもとより、例えば、両県における物産フェアの開催や沖縄県で開催される環境フェアでの交流、また、沖縄の特産のサトウキビの搾りかす「バガス」をキノコ培地へ活用する利用試験の実施、こうした様々な分野での交流連携を行っていききたいというふうに考えております。

一方、民間における自主的な交流の動きも始まっております。琉球の伝統工芸を紹介する展覧会が須坂市で開催されていますし、これから夏にかけては、沖縄をテーマとした音楽フェスティバルの開催、沖縄県内の小学生向けのキャンプ体験、こうしたものが予定されているところでございます。

来年1月には、私も再度沖縄県を訪問したいというふうに考えております。それを契機に、さらに交流連携の具体化を図っていききたいと考えております。

今後とも、チャーター便の増便、そして定期便の実現も見据えながら、全庁一丸となって市

町村、企業をはじめとした様々な主体にしっかりと働きかけることにより、沖縄との交流を広げていきたいと考えております。

以上です。

[13番勝野智行君登壇]

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

知事からは、来年再度沖縄を訪問したいということもお聞きできました。長野、沖縄両県の人的交流、特に子供たちの交流が盛んになり、定期便就航の実現を期待しながら、本日の私の全ての質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時41分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

[38番両角友成君登壇]

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、視覚障がい者支援についてであります。

私たちが社会生活を送っていくためには、外部情報を取り入れる必要があります。外部からの情報は、目、耳など感覚器を通して入ってきますが、そのうち80%以上が目から得られると言われていています。

先天性視覚障がいの方、中途失明、糖尿病性網膜症の方、緑内障性視神経移植の方など、視覚障がいをお持ちの皆さんから何点か思いをお聞きしました。

そこで、まず交通安全対策について伺います。

歩道や駅の通路に敷設された黄色い点字ブロック。発祥は日本。1967年、岡山県の盲学校の近くに世界で初めて敷設され、誕生から約60年。点字ブロックの正式名称は、視覚障害者誘導用ブロック。突起を白杖で触れ、足で踏んだ感覚で確認し、進む方向を誘導する線状ブロックと、前方の危険などを警告する点状ブロックがあり、2001年にはJ I S規格が定められました。

町を歩くと、当然あるべきと思われる歩道に誘導ブロックが敷設されていない、あるいは誘導ブロックペイントが取れてしまっている箇所もある。

視覚障がい者の方からはこんな指摘も。交差点に警告用点状ブロックがあり、続いて誘導用

線状ブロックが。しかし、線状ブロックは2メートルから3メートルで敷設が途切れてしまう箇所があり、次の交差点まで歩道のどこを歩いているか分からなくなる。端と思われるところに寄ってみたりしますが、次の線状・点状ブロックまでどうやって行けという発想なのかという内容です。また、経年劣化で歩道内の点字ブロックが下がり、縦に段差ができた箇所があり、転びやすく非常に怖いとのこと。これらの状況把握と今後の障害者誘導ブロックの敷設計画について、建設部長に伺います。

視覚障がい者の方が歩きスマホの方とぶつかり、「お前、どこを向いて歩いてるんだ」と言われ、こっちが言いたいと言えない現実が。自転車も怖い。このことをお聞きし、もう一度社会全体でお互いに譲り合おうという啓発活動を行う必要性を強く感じたところであります。

次に、誘導音の出る信号機について伺います。

駅など主要施設周辺から離れると、誘導音がない信号機になってしまいます。特に必要があると認められる箇所に限らず、視覚障がい者の方々の要望を踏まえ、設置箇所を増やしていただきたいが、いかがか。

この件ですが、全盲の方から、住まいの近所の信号機に誘導音がついた。本当に助かると感謝の言葉が届いていることを紹介しておきます。

次に、歩車分離押しボタン式併用信号機が増えましたが、押しボタンの位置が分からず、車の発車音を聞いて信号を渡りかけた事例があります。視覚障がいのある人は、音が頼り。押しボタンの位置が分かるよう、ぽっぽっぽっぽなどと音が出る仕様にしていただきたいが、いかがか。この2点については警察本部長に伺います。

続けて、視覚障がい者は、慣れていない場所では1人で行動することが難しく、音を頼りに生活しているため、突発的な出来事により進行方向が分からなくなる。車道と歩道の境目にある段差が認識できないなど、日常生活において様々な困難に直面している。困ったときに白杖によるSOSシグナルを出しても、周囲の人たちがそのシグナルを理解していない場合、手を差し伸べてもらうことができない。県民に視覚障がいに対する理解を深めてもらい、困っている視覚障がい者を手助けする人を増やす必要があると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。所見を健康福祉部長に伺います。

次に、障害者差別解消法が改正され、本年4月から合理的配慮の提供が義務化されました。県は、国に先駆けてスタートしましたが、果たして県民に伝わっているのでしょうか。県民に対し県がイニシアチブを取る事柄と考えます。

まず、県内視覚障がい者の皆さんに関係する相談窓口は現在どのようになっているか。また、視覚障がい者の方々に対する県としての今後の支援策の充実について、見解を健康福祉部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） ただいまの視覚障がい者誘導ブロックの敷設計画についてのお尋ねでございます。

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者の安全で円滑な移動のため、歩道や立体横断施設の通路、横断歩道の手前などに設置するものです。県では、長野県障がい者プラン2024において、視覚障害者用誘導ブロックの整備延長を、令和4年度の31.8キロメートルから、11年度までに38.7キロメートルへ増やす計画をしており、視覚障がい者の利用が多い歩道から順次整備を進めているところであります。

また、既設のブロックの維持管理につきましても、視覚障がい者の安全確保の観点から重要と認識しており、緊急性の高いものから更新や修繕を実施しております。このほか、凹凸のある波打ち歩道のフラット化や段差の切下げ、無電柱化の推進など、障がいのある方々の活動範囲を広げられるよう、歩道のバリアフリー化に取り組んでいるところでございます。

引き続き、視覚障がいを含め、障がいのある方々の気持ちに立ち、安全で円滑な移動のため、道路環境の整備に努めてまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 視覚障がい者支援について、県警察には2点御質問をいただきました。

初めに、音響式信号機の整備状況についてお答えします。

音響式信号機の整備に当たっては、毎年関係団体からの要望、意見を伺っているほか、視覚障がい者や高齢者等の利用状況、地元の意向を踏まえた道路管理者等からの要望を踏まえ、令和5年度末現在、県内全ての信号機の約25%に当たる888か所に整備しております。

また、音響式信号機の運用に当たっては、吹鳴時間について、視覚障がい者の方から夜間でも吹鳴してもらいたい旨の要望がある一方、近隣の住民からは、夜間は吹鳴時間を短縮してもらいたい等の要望もあることから、視覚障がい者の方々の通行状況や地域住民の生活環境への影響等を総合的に判断し、必要に応じ時間帯別の音量設定をするなど、適切に対応しております。県警察では、引き続き視覚障がい者や高齢者等の方々の要望を踏まえながら、安心して道路を横断できる環境の整備に努めてまいります。

次に、歩車分離式信号機の押しボタンについてお答えします。

歩車分離式信号機は、歩行者の安全確保に有効な信号機であり、県警察では平成14年から順次整備を進めているところであります。令和6年3月末現在の県下における押しボタン式の歩車分離式信号機の整備数は406か所となっております。このうち、押しボタン箱から電子音を

吹鳴し、ボタンの位置を知らせる押しボタン箱が設置されている信号機は15か所であり、整備率は全体の約3.7%となっています。

同押しボタン箱の設置に当たっては、視覚障がい者関係団体等からの御意見、御要望等を参考に、生活環境への影響等も考慮しながら設置しているところであり、今後も引き続き視覚障がい者の方々の御意見を伺いながら整備を進めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがありました。

初めに、視覚障がいに対する理解を深める取組についてでございます。

県では、平成25年から、視覚障がいをはじめ多様な障がい特性の理解促進、障がいのある方への手助けや配慮の実践により、誰もが暮らしやすい共生社会を目指す信州あいサポート運動を推進しております。

白杖によるSOSシグナルを含め、障がいのある方の困り事や必要な配慮を具体的に学んでいただくあいサポーター養成研修を通じて、運動開始から約10年間で約7万3,000人のサポーターを養成し、県内各地で活躍いただいているところでございます。また、障がい理解のための社内研修等に積極的に取り組む企業として認定したあいサポート企業・団体は179となっており、運動は着実に広がりを見せております。

今後も、障がいの世界の疑似体験による気づきの機会を設けるなど、視覚障がいをはじめ、あらゆる障がいのある方への手助けや配慮の輪をさらに広げてまいります。

次に、視覚に障がいのある方への相談窓口の設置状況等についてでございます。

県では、平成28年より、視覚障がいを含め全ての障がいに対応する障がい者差別解消相談窓口を設置し、専任の相談員を配置しております。また、県内全ての市町村において相談窓口が設けられております。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮の提供の申出に対し十分な説明なく提供を受けられなかった場合には、これらの相談窓口で御相談をお受けし、必要に応じて関係者間の調整を行っております。

視覚に障がいのある方々への支援につきましては、これら相談対応に加え、本年3月に策定した障がい者プラン2024に基づき、点訳、音訳等の情報保障や、移動支援を支える人材を養成するなど、引き続き充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 歩車分離押しボタン併用信号機を考案したのは長野県警だと記憶しています。全国のパイオニアとして、安全な歩道に、信号機にさせていただくことを願い、求めます。

答弁にもありましたが、やはりいろんな意味で視覚障がい者の皆さんの声を積極的に聞くことが大切ではないでしょうかと申し上げ、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、マイナ保険証についてであります。

厚労省は、現行の保険証が廃止されマイナ保険証に切り替えるとする12月2日を見据え、5月から7月を利用促進集中取組期間と位置づけ、医療機関に対し、マイナ保険証の利用人数の増加に応じて最大20万円の一時金を支給するとしています。今月21日には倍の40万円に。対象期間を1か月延ばして8月までにするとのことです。

マイナ保険証の取得は任意が原則。その普及にまた多額の税金を使う。国会でも問題になりましたが、河野デジタル相の自民党の国会議員へのお願い文。マイナ保険証を使えない、マイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば御連絡くださいますように求め、利用が伸びないことを医療機関のせいとしています。信濃毎日新聞の4月26日の社説の言葉を借りれば、的外れにもほどがあるのではないのでしょうか。

厚労省が昨年マイナンバーカードを精査したところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件あったと発表。別人のデータが誤登録されたようなケースは4月末現在9,240件と併せて明らかにしました。大変な数字です。

国によってマイナ保険証の利用促進に駆り立てられる病院や薬局。窓口で患者にマイナ保険証の利用を迫るあまりトラブル発生。ある大手薬局では「マイナ保険証がなくても受付が可能です。誤解を招く説明がありました」の内容の謝罪文を出す事態にまで発展しました。

私の経験でも、薬局でマイナ保険証の提示を求められたことがあります。持っていませんし、一瞬、「あれ、薬が出ないのかな」とどきっとしました。県内でこれに類似した事例は発生していないか、健康福祉部長に伺います。

マイナ保険証普及のため、国がここまで医療機関を追い込む。これは一体何なのでしょう。電車の乗車券としてICカードが普及する中、紙の乗車券がなくなるのは、不測の事態に備えているからだとの指摘もあります。

運転免許証は、マイナンバーカードのものと現行の免許証どちらも使えるとしています。なぜ健康保険証が任意であるはずのマイナンバーカードだけにしなければならないのか。どこかの誰かの利益のためなのか。全国で保険証を残せの動きが続き、4月末現在、署名145万人分が国会に提出されています。マイナ保険証の利用率は全国で約6%、7%。こんな状況で現行の保険証を使えなくしてしまうのは、患者や医療機関のためになりません。今までの仕組みで誰も困っていません。

武見厚労相は、今月4日の会見で、現行の保険証があれば日本では医療機関にかかれる。安心のシンボルのようなものと形容しました。ある障がい者支援施設の入所者はどなたもマイナ

ンバーカードの申請ができていないとの訴えがありました。障がい者の皆さんにとっても十分な配慮がされているとは言えません。

移行後に発行するとされる資格確認書は、厚労省からの通達を見ても、今の保険証とほとんど同じものです。このように見ていきますと、マイナ保険証と現行保険証どちらも使える現在の状況を継続すれば、医療機関、患者、発行事業を担う行政機関のためにもよいと考えますが、知事のその後の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはマイナ保険証の登録を強要するなどの事例についてお尋ねがございました。

議員御指摘のような事例につきましては、医療関係団体などに状況をお聞きする限り、これまでに県内での発生は確認されておりません。

県では、マイナ保険証の利用について、これまでも国に対して医療機関や国民への丁寧な説明と課題解決に向けた対策などを要望してきており、今後も県内の実情把握に努めるとともに、状況に応じて国に対し必要な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）マイナ保険証について、その後の見解ということであります。

基本的には同じ見解でございますけれども、マイナ保険証については、医療DXの基盤となるものというふうに考えております。具体的には、過去の処方・調剤の確認によります重複投薬の回避、また、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供、さらには、高額療養費の免除や確定申告時の医療費控除の手續の簡素化など、こうした様々な手續に資するものというふうに考えていますし、医療の充実にも役立つものと考えています。

また、国のアンケート調査を見ますと、マイナ保険証の利用経験がある方の7割以上の方が今後も利用したいとお答えになられている状況でありまして、利用される方はメリットを感じられている方が多いというふうに受け止めています。

加えて、今年の4月には、日本医師会等の医療関係団体、さらには経済団体等も参加する日本健康会議において、マイナ保険証利用促進宣言が採択されております。関係者が一丸となってこのマイナ保険証の利用促進に取り組んでいるところでございます。こうしたことから、県としては、マイナ保険証への移行を進めていくことが重要だというふうに考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）国会でも問題になっていますが、偽造マイナンバーカードによる詐欺被

害が相次いでいます。悪用や個人情報の漏えい起きており、カードの利用を中止すべきの論まであります。医療に係る個人情報が漏えいしたり、他人に利用されたらそれこそ大変です。12月までにもう少し時間があります。粘り強く現行保険証を残すべきと訴え続けたいと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問事項は、三桁国道、県道の維持管理、整備についてであります。

冬期間、雪解け水が側溝からあふれ出て車道が凍結。重大な事故も発生している箇所があります。4月に季節外れの大雨が降り、道路の側溝が至るところで詰まり、大量の雨水が路面にあふれ出ていた。あの状態が長く続けば災害が発生してしまいます。5月にも大雨が短時間に降りました。出水時期が変わってきた感もあります。年間を通しての側溝の維持管理が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、路肩の支障木の処理が、枝葉を払うだけで根本的な処理になっていない箇所が見受けられます。結果、湿った雪の重み等での倒木により、交通障害、通行止めを起こしている現場があります。枝葉の処理ではなく、根元から伐倒処理すれば、一時的にはお金がかかるかもしれませんが、20年、30年、支障にならずに済むのであれば、伐倒が最善の措置と思いますが、いかがでしょうか。

日々黄色い車両で道路パトロールをしていただいている、路面状況だけでなく、側溝の詰まり具合、支障木の状況、危険箇所の状況把握はされていると認識しています。ある建設業者の方いわく、やって一番効果があり、喜ばれる仕事です。事前に側溝が、支障木が処理されていれば、夜中に緊急で呼び出されることも減るのではないかと話されました。広い県土であり、山間道路も多く、支障木の伐採等が追いついていないのは、予算なのか、担い手不足なのか、両方なのか。現状と今後の対応方針を建設部長に伺います。

次に、国道143号青木峠バイパスについて伺います。

青木峠バイパスに直結する国道143号の松本市会吉バイパス改良工事が完了し、昨年12月24日に現地にて盛大に開通式が行われました。地元住民からも歓迎されています。松本市にとっては、青木村、上田市方面からの玄関口の位置づけです。

毎年いただく国道143号整備促進期成同盟会からの要望書には、本路線は、明治時代、長野県の第二路線の位置づけ。現在は、震災対策緊急輸送路（第1次）と重要な役割を担っているとされています。現在、県の5か年計画に入り事業が進められているとの認識は持っておりますが、地元住民を中心に、いつ完成するのかの待望論があり、今回の質問に至りました。意のあるところをお酌み取りください。

開通式で弾みがつき、青木峠バイパスの工事が一気に進むのではないかと期待が高まっています。完成時期を含め、今後の見通しを建設部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） ただいま3点御質問をいただきました。

まず、道路の側溝の維持管理についてのお尋ねでございます。

県が管理する道路の多くは中山間地に位置しており、道路脇の樹木からの落ち葉やのり面からの土砂が次第に側溝内にたまり、大雨時には流された落ち葉や土砂で側溝が詰まり、道路上に排水があふれ出す状況が見受けられます。

あふれた水による路面の凍結や路肩の崩落を防ぐためにも、定期的な側溝の維持管理が必要なことは十分に認識しているところではありますが、予算にも限りがあるため、結果的にはその全てに対応することができていない状況です。

県では、管理する道路について、年間を通じ、週に1回から2回の頻度で道路パトロールを実施しております。舗装や側溝の異常を確認した場合には、建設事務所の職員、または維持管理を受託する地元の建設業者により対応しているところであります。

引き続き、道路パトロールなどにより、側溝の異常箇所の早期把握に努め、優先順位をつけ、適切な維持管理につなげてまいります。

次に、通行に支障となる樹木の現状と今後の対応方針についてのお尋ねでございます。

通行に支障となる樹木については、主に道路パトロールにおいて現状把握に努めております。職員による枝払いや維持管理を受託する地元建設業者による伐採により安全な通行を確保しているところです。沿道樹木の予防的な伐採は、観光地へのアクセス道路や冬季の日陰部について観光シーズン前や降雪前に集中的に行うなど、予算の効果的な執行に努めております。また、将来的に地元建設業者の担い手不足が懸念されるため、道路維持JVの複数年契約により安定的に担い手が確保できるよう工夫をしているところでございます。しかしながら、限られた予算の下、結果的に全ての要望に応え切れていない状況にあります。

このような中、県では、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして観光地へのアクセス道路や交通量が多い市街地の道路について舗装、沿道美化、区画線の予算を増額し、対応しているところであります。2年目となる道路リフレッシュプランの予算を活用し、優先順位をつけ、沿道樹木の伐採を進めてまいります。

最後に、国道143号青木峠バイパスの今後の見通しに関するお尋ねでございます。

青木峠バイパスは、2本の長大トンネルにより急峻な地形を貫く延長約4.3キロメートルの事業であり、令和元年度に事業着手し、しあわせ信州創造プラン3.0において本州中央部広域交流圏を形成する幹線道路として整備を推進する箇所に位置づけております。

事業の進捗状況ですが、これまでに詳細設計と用地測量が完了し、現在用地買収を進めているところです。また、トンネル工事発生土の有効活用に向けて調査検討を進めております。

急峻な地形や脆弱な地質など技術的難易度の高いトンネル工事を控えており、現時点で完成時期をお示しすることは困難ではありますが、早期の工事着手に向けて引き続き用地買収などを鋭意進めてまいります。

以上でございます。

[38番両角友成君登壇]

○38番（両角友成君）国道143号は、松本地域と上田地域を結ぶ松本街道と呼ばれ、経済、文化を運ぶ道として発展してきた歴史ある古い道路です。青木峠バイパスの完成により、両地域間の移動時間は格段に短縮されます。私の子供の頃は、二線路、二線路と呼んで親しんでおりました。松本―上田間を毎日1往復バスが運行されていました。まさに重要な生活道路です。いま一度早期の完成をお願いし、質問いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、毛利栄子議員。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団、毛利栄子です。保育問題につきましてこども若者局長に伺います。

子供を産むか、産まないか、何人産むかはそれぞれのカップルが選択して決めることですが、人口がこのままのペースで減少していけば、50年後には日本の人口が半分に減るとされており、国、社会の存続に関わってくることであり、何もしないで手をこまねているわけにはいきません。

県は、長野県少子化・人口減少対策戦略検討会議を設置し、3月には戦略方針を決め、この秋頃には戦略を決定していくとしています。県議会にも特別委員会が設置され、委員の皆さんを中心に検討が重ねられているところです。

取組の柱は、若い世代の実質的な所得の引上げ、子育てと仕事の両立、女性・若者を引きつける仕事とまちの創造などを挙げていますが、私は、特に、安心して子供を預け、働ける環境を充実させる必要性を感じています。

戦後、「ポストの数ほど保育所を」との取組が強化され、県下でもたくさんの保育所がつくられてまいりました。3歳からの入園が当たり前だった時代から、未満児を預け、長時間保育を利用して働く女性も増えてきました。特に、未満児は増える傾向にあり、途中入所の希望も少なくない状況がありますが、実際、申し込んでも受け入れていただけない事例があちこちで生まれ、松本市では、令和6年4月1日時点で、待機児15人、潜在的待機児71人の計86人と報告されており、前年同時期比較で、待機児で3倍、潜在的待機児童で1.5倍になっています。待機児になるなんて都会のことかと思ったが、まさか自分が預け先がなく路頭に迷うとは思わなかった。どこに預けて働けばいいか困っているとの声も聞かれます。

県として、潜在的待機児を含め、待機児童の現状をどう認識しておられるでしょうか。

待機児を生む原因の一つが、保育士不足です。保育士不足は大変深刻で、ハローワークに求人を出してもほとんど求職者がいないのが現状と聞いています。

県が行っている保育士確保策には、潜在保育士の掘り起こし、人材バンク、修学資金の貸付け、今年からは、県外保育士の就職活動や移住への支援などを実施していただいておりますが、令和元年の賃金構造基本統計調査でも、全産業平均より給与が10万円近く低いことが大問題となっており、賃金引上げを求める声が圧倒的です。

県外から新しく保育士に来ていただくことも必要かもしれませんが、ある保育園では、今年の3月に5人の方が辞められたそうです。2人は家庭の事情とのことですが、3人は保育士に見切りをつけて転職を選ばれたそうです。情熱を持ち、子供と向き合いながら現在保育士をやっておられる方も辞めていくということは、とても残念なことです。

公定価格の引上げを国に求めるとともに、2023年2月議会で、山口議員の質問に対し、当時のこども若者局長は、少子化・人口減少対策戦略検討会議において保育士の処遇改善に資する施策についても御議論をいただきたいと答弁されています。どのような議論がされ、どのような検討がされているのか、お示してください。

東京都では、令和4年に保育士の確保、定着及び再就職支援策のための基礎資料にするとして、東京都保育士実態調査をやり、その結果が公表されています。平成29年から令和4年までの5年間に保育士登録した人全員、5万2,000人を対象に実施し、回収率は4割ですが、大変貴重な結果が示されています。

現在保育士として就業中は6割、働き続けるために希望することは、給与が8割、職場の人間関係が6割、休暇が5割となっています。給料が安く仕事量が多い。労働時間が長いために辞めたいと挙げている方が2割、条件が合えば復職したいが6割との結果です。

そこで、長野県としても、数年前に実施して以来アンケート調査などは実施していないため、登録者を対象に同様の調査を行って施策に反映したらどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

国は、異次元の少子化対策とのことで、こども誰でも通園制度を創設し、2026年度から本格実施するとしています。しかし、無資格者でもよい、事業所と直接契約でよい、毎日預けるところが変わってもよいなど、子供の発達や安全・安心が保障されるのか、保育関係者からは不安の声が出されています。子供の側から見ても、毎日保育者が替わる環境は決して望ましいものとは思えません。県として、保育関係者の不安の声などは受け止めているのか。また、本格実施までに施行されている状況を注視し、慎重な対応を求めたいと思いますが、見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には保育の関係で4問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、県内の待機児童の現状認識についてであります。

県内保育所の待機児童につきましては、平成31年4月には全県で80人でしたが、年々減少しており、令和5年4月、昨年ですが、2市1村で計9人となっております。今年度の状況につきましては、市町村によって既に公表しているところもあると承知しておりますが、現在国において夏頃の正式公表に向け数字の精査を行っている段階と聞いております。

また、特定の保育所等を希望し入所できないケースなどのいわゆる潜在的待機児童につきましては、令和5年4月現在、県内6市で115人となっております。待機児童同様に年々減少傾向にはあります。

しかしながら、共働き家庭の増加などによる保育ニーズの高まりや保育士不足などから、3歳未満児では、潜在的なものも含め、待機児童数の増加も懸念されるところであります。県としては、子育て家庭が安心して子育てできるよう待機児童は解消されることが望ましいと考えておまして、今後も保育士確保対策などに市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育士の処遇改善に係る検討の経過についてお答えいたします。

保育士の処遇改善につきましては、県と市町村が一緒に検討する必要があるため、少子化・人口減少対策戦略検討会議の設置を待たずに、具体的な方策につきましては、県と市町村との協議の場に設置されました専門職員確保プロジェクトチームの保育士部会と子育て支援合同検討チームにおいて検討を行ってまいりました。

まず、公立保育園につきましては、市町村へのアンケート実施や個別の聞き取りを行いました。昨年10月24日に開催されました県と市町村との協議の場におきまして対応策の方向性を確認いたしました。その内容としては、各市町村において会計年度職員から任期付職員への移行推進など、任用形態の多様化などの処遇向上に取り組むとともに、市町村間での共同採用などの取組に対して県が支援することとなっております。

また、民間の保育施設を含む保育士の処遇改善につきましては、子育て支援合同検討チームにおきまして、働きやすい職場づくりに向けた取組の検討のほか、保育補助者の活用や保育所のICT化について国庫補助の活用や先進事例の共有を行ってまいりました。今後も、市町村と共に保育士の処遇改善に向けた検討を重ねてまいります。

そして、処遇改善の中でも大きな課題となっております保育士の給与水準の改善につきましては、国に対して、これまでも、処遇改善に確実につながる公定価格の見直しを要望してまい

りました。令和5年の改定で一定の改善が行われましたが、依然として保育士の賃金水準は低い状況にありますので、さらなる見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

続いて、保育士・保育所の実態を把握するための調査の実施についてお答えいたします。

保育士の確保定着に向けては、保育士に係る現状や課題を把握し、これらを踏まえた施策を行うことが重要であると認識しておりまして、県では、令和元年度に行った保育士就業意向調査に新たな調査項目も加えまして、昨年度長野県で保育士登録を行っている方などを対象に、保育士・保育所等実態調査を行っておりまして、現在分析を進めているところであります。

今回の調査では、保育士として就業している方には、現在の給与や休憩等の状況、今後も保育士として働き続けるために求める勤務条件などについて、また、潜在保育士の方には、離職した理由や必要な就職支援策などについてお聞きしたところであります。

加えて、保育所や保育士養成施設の学生に対しても同時に調査を行っておりまして、これらの調査や分析の結果を踏まえ、今後の保育士の離職防止や潜在保育士の復職支援の検討などに生かしてまいりたいと考えております。

最後に、こども誰でも通園制度への対応についてお答えします。

令和8年度から本格実施されるこども誰でも通園制度につきましては、制度の詳細が明らかにされていない部分がありますので、一部の自治体や保育関係者から保育士確保や安全面等において不安の声が聞かれる一方で、保護者からは、子供の発達や保護者の不安感の解消に資すると期待する声もあると承知しております。

これまでも、国に対しては、全国一律の制度とせず、地域の実情に応じて導入時期や保育時間などに柔軟に対応できる制度にするとともに、必要な財政支援を行うことを要望してまいりました。また、今年度の試行的事業については、長野市、飯田市、須坂市の3市において既に実施されておりまして、御代田町でも今後開始する予定となっております。

県では、こうした県内での試行的事業の実施状況や課題の把握に努めるとともに、これらを踏まえ、安全かつ円滑に事業が実施されるよう、知事会等を通じてさらに国へ要望してまいりたいと考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）御答弁をいただきました。今や公立保育園の保育士さんたちは、6割から7割が非正規であります。今、任用形態を会計年度から任期付にしたいというようなお話も聞かれましたけれども、保育者の中からは、同じ仕事をやっても待遇が違う、そのことに対してたくさん不満が出されています。ぜひそのことも考慮していただきたいと思っております。

負担軽減のために保育補助者を増やすということは意味がないとは思いますが、「子ども

たちにもう1人保育士を」が、今、関係者の切実なスローガンになっています。専門職としての保育士配置の充実こそ必要です。ニーズに基づく政策を検討し、待遇改善を抜本的に進めて、子供の成長をゆとりを持って支えていけるよう、保育士確保を図っていただくことを求めます。

次に、航空機産業の現状と今後の展開について産業労働部長に伺います。

県は、2016年5月、長野県航空機産業振興ビジョンを策定し、三菱航空機による国内初のMRJの初飛行が成功し、昭和48年のYS-11生産終了以来途絶えていた日本の航空機産業は歴史的な転換点を迎えた。航空機産業は高い成長性と長期にわたる受注が期待され、経営の安定化、技術力、品質保証力のレベルアップ、外部からの評価の向上、他分野の受注拡大や人材確保などが期待できると航空機産業への参画に意欲を示しています。

ところが、MRJの開発が頓挫し、当初のもくろみは遠ざかってしまう事態になりました。加えて、コロナの影響やボーイングの品質問題等の影響もあり、航空機の需要が減退してきた中で、2020年11月、関係機関が一丸となって環境変化に対応しようと、当面の対応方針を策定しました。

経済産業省も、新たな事態に直面し、ボーイングの双通路機を中心に、ティア1サプライヤーとしての受注はしてきているものの、エアバス機、単通路機市場には取り組めていないとし、今後年率3～4%で民間航空機の旅客需要増が見込まれるため、単通路機への参画が鍵になるとしています。

しかし、日本の航空機産業は海外の特定企業の生産計画に依存している産業構造から、新型機の開発時期や内容が不透明、コロナ感染拡大によるサプライヤーは受注減少と、経営悪化、さらに人材の流出など、厳しい環境にあるとしています。県内航空機産業は新たな困難に直面していると思われませんが、特区を取って参入を探ってきた県内の事業者に対する影響はどうでしょうか。今後どのような事業展開を図っていくのでしょうか。

経産省の資料では、サプライチェーンとして対応するにしても、加工用の資材は輸入に頼っているとのことなので、物価も高騰しており、厳しい事態に直面しているとしています。また、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、燃費の向上や電動化など、航空機産業を取り巻く環境は大きく変化し、国際的に実証プロジェクト等の設置基準が激化しているということですが、技術開発も含め、県としてどのような支援を行っているのでしょうか。

「当面の対応方針」では、2025年までの製造品出荷額の目標値を、ニューノーマルの事業も含めて、2019年とほぼ同じ214億円としています。世界的な航空機生産の停滞は、日本の航空機産業界にとってチャンスとしていますが、5年間で回復は見込めないと予想しているのですか。その根拠についてもお示してください。

ビジョン策定から8年、新たな環境下にあることを踏まえ、有識者も加えて航空機産業の現

状と今後について検証する必要があるかと思いますが、いかがですか。

知事に伺います。

国の防衛費の急激な伸長の下、岸田内閣は、敵基地攻撃能力強化の方針により、イギリス、イタリアとの次期戦闘機の共同開発条約を締結し、防衛装備移転三原則の運用指針を変えて、歴代政府の国是であった殺傷兵器の輸出はできないとしてきた大原則を変えて、戦争する国づくりに大きく足を踏み出し始めました。従来アメリカなどから武器を買う立場から、日本製をつくり輸出する立場に進もうとしています。

政府は、航空機産業を、サプライチェーンは民間航空機のみならず軍需産業においても重要な役割を担っており、安全保障上も重要と位置づけています。長野県が航空機産業の振興に取り組むことで、知らないうちに武器製造の一翼を担うことにならないか危惧があります。日本製の武器が戦争に使われ、他国の人を殺傷する事態にならないか心配です。知事の見解を伺います。

続いて、県営住宅について建設部長に伺います。

県営住宅は、公営住宅法に基づき設置され、住生活基本法によって「住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行わなければならない」とされ、県営住宅プラン2021に基づき対応されています。

令和5年度の管理戸数は143団地1万4,435戸ですが、老朽化が進み、空き家が増えています。県営住宅は、単身・2人世帯が7割を占め、所得も1か月10万4,000円以下の第1階層が75%を占めているのが現状です。低層住宅の場合には、空き家があると、夏はその部分だけ草に覆われたり、冬場は雪がかかれないために入りに難儀しているなどの不具合が生じています。草を取ったり雪をかこうにも、高齢や病気、障がいなどでとても対応できません。環境面でも景観面でも維持管理体制に支障を来していますが、どのような対応を考えておられるのでしょうか。

さらに、用途廃止となり除却対象になったまま何年も放置されている団地があります。夏場は草が背丈を越えるほど伸び、入居者が植えていった支障樹木が2階の屋根まで届くほど伸びているなど、近隣の方々が、誰か不審者でも来て侵入したり、ネズミが出て不衛生になっては困ると心配されています。

このような団地の更地化や後利用はスピーディーにやっていただきたいと思いますが、更地化のルールや空き地の管理はどうなっているのか、伺います。さらに、空き地解消のために、目的外使用を拡大し、空き家の活用で学生や若者など単身者の入居も可能にし、高齢者の見守りなどもできるようにすれば、コミュニティーの維持や環境整備、安心して暮らせる住宅にな

ることも可能だと考えますが、いかがでしょうか。

また、年金が比較的高額な高齢者が、高齢であることを理由に民間住宅への入居を断られる例もあり、困っています。高額収入のお年寄りも目的外入居の一例として入居できる対応を検討していただきたいのですが、いかがですか。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には航空機産業に関しまして4点御質問をいただきました。

初めに、新型コロナウイルス等による航空機産業参入事業者の影響と今後の事業展開についてでございます。

まず、航空機関連産業に係る出荷額であります。2016年の154億円から、2019年には214億円まで増加したものの、コロナ禍等の影響もありまして、2021年には168億円に大きく減少しております。

こうしたコロナ禍の影響やMRJの凍結など、航空機産業を取り巻く環境の変化から、2020年11月に「当面の対応方針」を定め、まずは需要低迷期を乗り越えるために、技術力や品質力の維持・向上に取り組むこと。次に、需要回復期に向けて、培った技術をドローン、次世代モビリティなど航空機以外の分野に拡大していくこと。この二つの柱に沿った取組を進めてきたところでございます。

社会経済活動の動きもありまして、2022年には出荷額も181億円まで回復してきたところでございます。また、2014年6月に本県が指定を受けましたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区は、当時の県内5市町村から、現在は18市町村まで指定が拡大しております。この航空機関連産業は、培った高度な技術が次世代モビリティなど様々な分野への応用が可能です。今後は、対応方針で定めました需要回復期に向けて、分野の裾野を広げる技術開発や販路開拓などの支援を展開してまいります。

次に、技術開発を含めた支援についてでございます。

経済産業省所管の航空機産業小委員会が本年取りまとめた航空機産業戦略によりますと、ハイブリッド電動、水素エンジンなど環境新技術についても今後取り組む必要性が示されたところでございます。

現在、長野県内においては、工業技術総合センターにおける航空機エンジン用の冷却部品への技術支援や、産業振興機構における航空機用発電機の高効率化に向けた支援に取り組んできたほか、信州大学と県内企業等が連携して、電動推進システムに関する環境試験の標準化技術の開発などにも取り組んでいるところでございます。

また、この次世代航空機におけるCO₂排出量の削減に関しましては、バイオ、電動化、水素など様々なコンセプトが存在することから、特定の技術に絞らずに部品の軽量化や強度アッ

プ等に係る技術支援のほか、販路開拓や人材育成など必要な支援を行ってまいります。

次に、当面の対応方針における目標値についてでございます。

本方針を策定いたしました2020年度（令和2年度）当時は、新型コロナウイルスなどの影響などによりまして、その後の航空機需要の低迷期は4～5年続くと見込まれておりました。そこで、コロナ禍の影響により大きく減少する出荷額を、新たな市場ニーズや技術力の維持向上に取り組むことで、まずは過去最高値の2019年度の水準まで戻すとの考えで目標値を設定したところでございます。

最後に、航空機産業の現状と今後に向けた検証についてでございます。

先ほど申し上げました国の航空機産業戦略では、仕様設定や設計段階からの国際連携の強化や航空機に関連したシステム全体を統合化していく能力の向上といった、必ずしも従来の延長線上にないものや、エアモビリティや水素エンジンの開発などの新たな事業や市場への展開に向けた具体策の検討に取り組むこととしております。

県といたしましては、こうした国の動きや新たな時代の潮流を捉え、2021年（令和3年）4月に立ち上げました県内企業等で構成しますNAGANO航空宇宙産業クラスターネットでこれまでの現状、検証をしっかりと行うとともに、ビジョン後の取組の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には航空機産業の振興に関連して武器製造の一翼を担うことにならないか危惧があるかどうかという御質問であります。

長野県の航空機産業振興ビジョンにつきましては、これは民間航空機需要が今後どんどん伸びていくだろうということを前提に、航空機産業の成長性や将来性を踏まえて航空機産業の振興を目指そうということで策定したものでございます。このため、ビジョン実現のために解決しなければならない課題として、アメリカ連邦航空局による民間航空機搭載品に係る各種規程を理解した高度人材の育成や民間航空機搭載品に係る実証試験機器の整備などの必要性を掲げ、そのための支援、取組を行ってきているところでございます。

一方、国では、防衛装備品の海外移転を禁止する場合を明確化しているところでありまして、一定の歯止めがかかっている状況でございます。

本県としては、この本県産業の得意分野であります精密、電子、情報分野、こうした技術が航空機産業分野の応用可能性が高いこと、また、航空機分野で求められる高い技術力は、次世代モビリティや医療機器産業、ロボット産業、こうした分野にも活用できるということに着目して、引き続き航空機産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には4件質問をいただきました。

初めに、県営住宅の空き住戸の増加への対応に対するお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、本県における県営住宅の空き住戸は、平成31年4月の1,522戸から、本年4月には2,285戸へと増加しております。

こうした中、県営住宅団地の敷地内の除草や除雪などの管理については、原則として入居者により組織された自治会を中心に行っていただいているところでございますが、高齢化や空き住戸の割合が高く、自ら除草などの維持管理ができないなどの理由がある場合には、県がその管理を行っているところでございます。

しかしながら、この除草については、現状年1回程度の実施にとどまっているなど、美観上必ずしも管理が行き届いていないケースもあることから、他県の状況なども把握の上、改善に向けて検討してまいります。

次に、用途廃止後の除却のルールや空き住戸の管理に関するお尋ねでございます。

小規模で老朽化した団地においては、居住環境の整った団地への移転集約を促進しており、既に入居者がいない住棟も増えてきているところでございます。

このように、入居者がゼロになったといった理由などにより用途廃止とした県営住宅については、既に跡地利用が見込まれているもの、団地の管理上早期の除却が必要なものなどから、現在年間100戸程度除却を進めているところでございます。また、除却までの間は、施錠を徹底するとともに、周辺の防犯や住環境保持の観点から随時見回りをするなど、その管理に努めているところでございます。さらに、県営住宅の跡地利用については、県有財産の総量縮小やその利活用を推進する必要があることから、総務部などと連携の上、スピード感を持って計画的に進めてまいります。

次に、県営住宅の目的外使用の拡大によるコミュニティーの維持や環境整備などに関するお尋ねでございます。

県営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得た上で、事業主体である県が行政財産の使用許可を行うことにより目的外使用とすることができます。

このため、県では、県営住宅を弾力的に活用できるよう目的外使用が可能となる地域対応活用の一つとして位置づけることで、若年単身者による県営住宅の使用を可能としているところでございます。

具体的には、県営住宅並柳団地の空き住戸の一部を、入居要件にかかわらず活用して、学生

や若者、子育て世代や移住者などの利用を促し、入居者との交流や地域で多様な世代がつながり支え合うミクストコミュニティの形成に向け、活動の主体となる組織の立ち上げや、その活動拠点整備などに取り組んでおります。今後は、こうした取組の成果や課題をしっかりと検証し、他の県営住宅団地にも横展開できるように取り組んでまいります。

最後に、高額所得の高齢者が県営住宅に入居できるよう、目的外使用の拡大の検討に関するお尋ねでございます。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃をもって賃貸することがその目的であります。このため、県営住宅の目的外使用に当たっては、法令に基づき、国の承認を得た上で事業主体である県が目的外使用許可を行う必要があります。しかしながら、収入が基準額を超える高額所得の高齢者については、認知症高齢者を対象としたグループホーム事業などを除いて、現行その承認等の対象とされていないこと、並びに、県営住宅はそもそも住宅に困窮している低額所得者を対象としたものであることから、目的外使用を認めることは適当でないと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）住まいは人権。快適に住めるよう、修繕や空き家の活用、環境整備を適切に行い、年を取っても尊厳を持って暮らせるよう必要な予算の確保をお願いし、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時48分延会